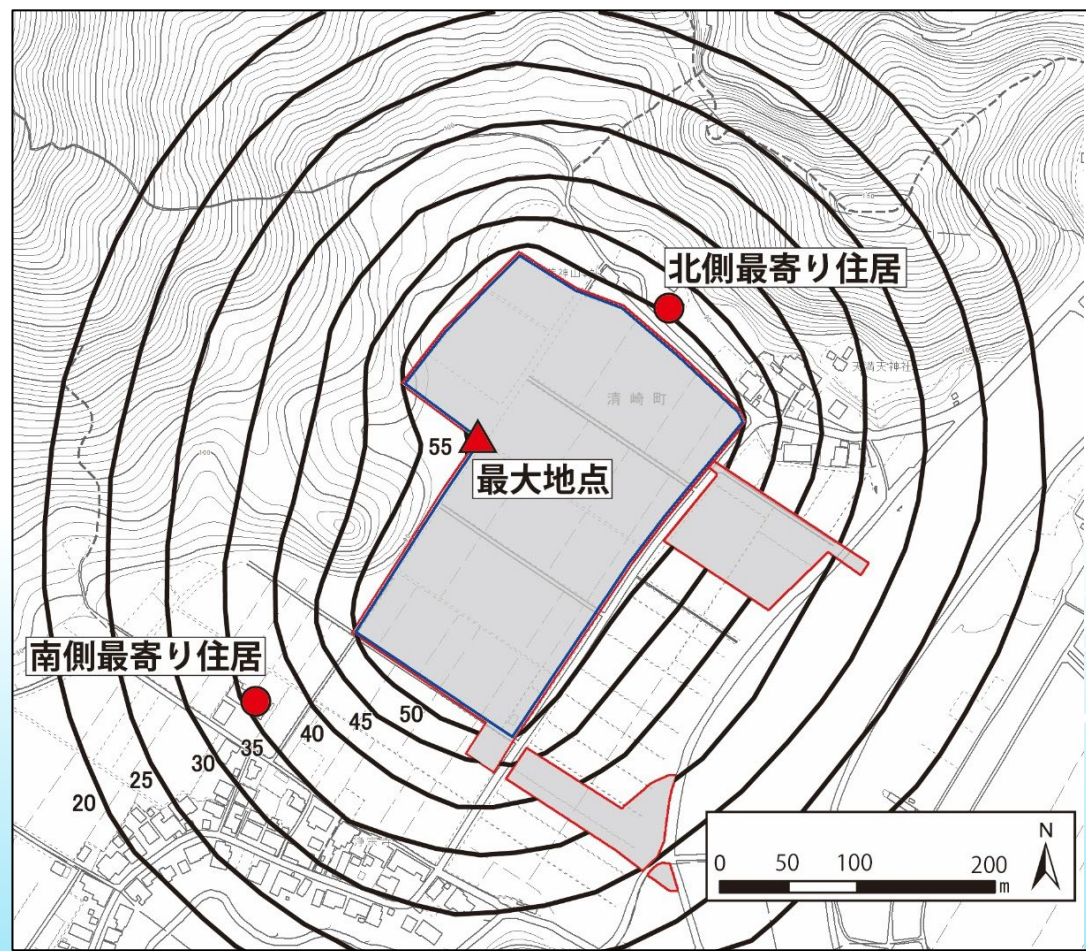


予測結果 (振動)

[最大地点]

[単位：dB]

最大地点	予測結果 (L ₁₀)	環境保全目標値
西側敷地境界	57	75



工事中の振動予測地点と最大地点位置

(2) 振動：⑤ 予測・評価結果(重機の稼働)

予測結果 (振動)

[周辺集落等]

[単位：dB]

予測地点	平日			休日			環境 保全 目標値
	寄与分 (L_{10}) ①	現況値 (L_{10}) ②	予測結果 (L_{10}) ①+②	寄与分 (L_{10}) ①	現況値 (L_{10}) ②	予測結果 (L_{10}) ①+②	
1.清崎町公民館	<25	<25	28	<25	<25	28	55
2.大山地区公園	<25	29	30	<25	27	29	
3.稲里町民会館	<25	<25	28	<25	<25	28	
4.荒神山山頂	<25	<25	28	<25	<25	28	
5.北側最寄住居	48	<25	48	48	<25	48	
6.南側最寄住居	36	<25	36	36	<25	36	

注) 昼間の時間帯の評価値である。<は未満を示す。

評価結果

基準・目標との整合性が図られている。

環境保全措置(後述)の実施により、影響の回避または低減が図られる。

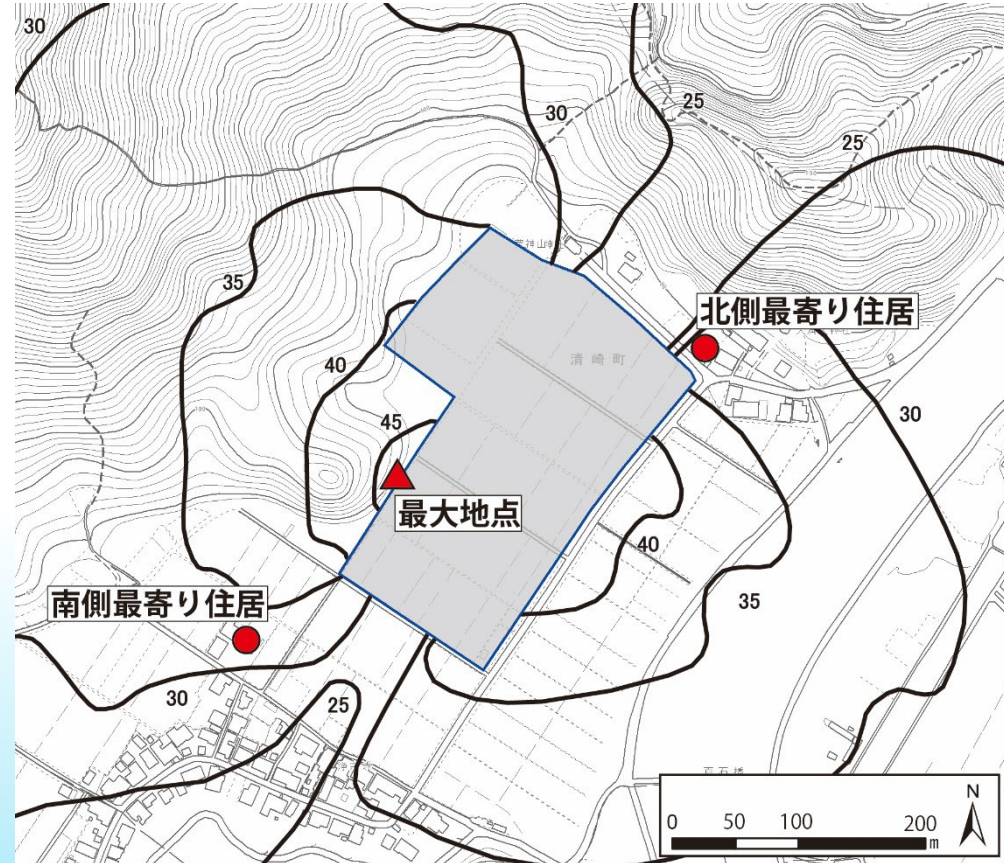
(2)騒音：⑥予測・評価結果(施設の稼働)

予測結果 (騒音)

[最大地点]

[単位：dB]

最大地点	区分	予測結果 (L_{A5})	環境保全 目標値
西側敷地境界	朝	45	50
	昼間	47	55
	夕	45	50
	夜間	45	45



供用後の騒音予測地点と最大地点位置(昼間)

評価結果

基準・目標との整合性が図られるほか、環境保全措置（後述）の実施により、影響の回避または低減が図られる。

(2)騒音：⑦予測・評価結果(施設の稼働)

予測結果 (騒音)

[周辺集落等]

[単位：dB]

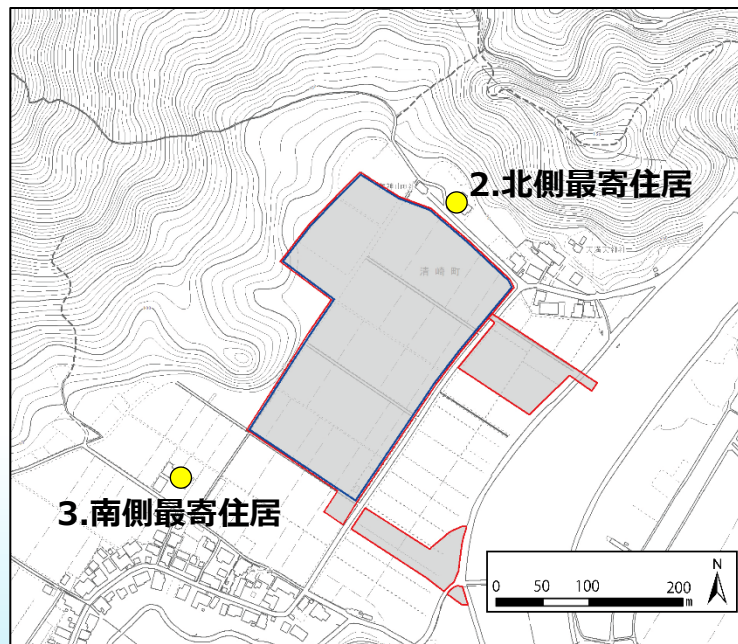
予測地点	時間	平日			休日			環境 保全 目標値
		寄与分 (L_{A5}) ①	現況値 (L_{Aeq}) ②	予測結果 (L_{Aeq}) ①+②	寄与分 (L_{A5}) ①	現況値 (L_{Aeq}) ②	予測結果 (L_{Aeq}) ①+②	
1.清崎町 公民館	昼間	<25	37	37	<25	38	38	55
	夜間	<25	35	35	<25	33	34	45
2.大山 地区公園	昼間	<25	44	44	<25	44	44	55
	夜間	<25	32	33	<25	30	31	45
3.稲里 町民会館	昼間	<25	43	43	<25	41	41	55
	夜間	<25	34	35	<25	34	35	45
4.荒神山 山頂	昼間	26	42	42	26	41	41	55
	夜間	<25	32	33	<25	33	34	45
5.北側 最寄住居	昼間	32	40	41	32	40	41	55
	夜間	<25	32	33	<25	32	33	45
6.南側 最寄住居	昼間	31	40	41	31	40	41	55
	夜間	29	32	34	29	32	34	45

評価結果

基準・目標との整合性が図られるほか、環境保全措置（後述）の実施により、影響の回避または低減が図られる。

(2)超低周波音：⑧予測・評価結果(施設の稼働)

予測結果 (超低周波音)



【予測結果】

[単位：dB]

予測地点	予測結果 (L_G)	環境保全 目標値
1.南側敷地境界	87	92
2.北側最寄住居	72	
3.南側最寄住居	73	

注1) L_G : G特性音圧レベル

注2) 環境保全目標値：心身に係る苦情に関する評価指針

評価結果

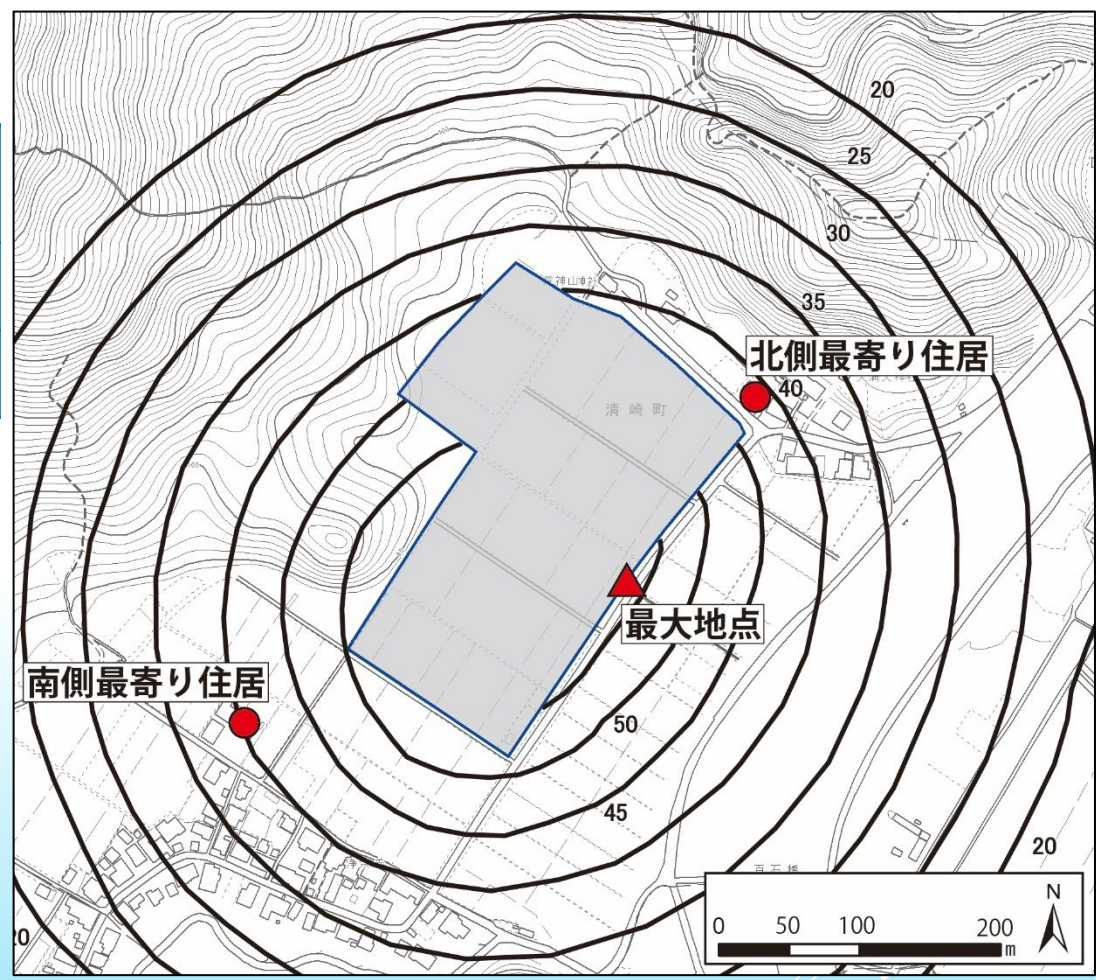
基準・目標との整合性が図られるほか、環境保全措置（後述）の実施により、影響の回避または低減が図られる。

予測結果 (振動)

[最大地点]

[単位 : dB]

最大地点	区分	予測結果 (L ₁₀)	環境保全目標値
東側敷地境界	昼間	57	60
	夜間	55	55



供用後の振動予測地点と最大地点位置(昼間)

(2) 振動：⑩予測・評価結果(施設の稼働)

予測結果 (振動)

[周辺集落等]

[単位：dB]

予測地点	時間	平日			休日			環境 保全 目標値
		寄与分 (L_{10}) ①	現況値 (L_{10}) ②	予測結果 (L_{10}) ①+②	寄与分 (L_{10}) ①	現況値 (L_{10}) ②	予測結果 (L_{10}) ①+②	
1.清崎町 公民館	昼間	<25	<25	28	<25	<25	28	55
	夜間	<25	<25	28	<25	<25	28	
2.大山 地区公園	昼間	<25	29	30	<25	27	29	
	夜間	<25	26	29	<25	25	28	
3.稲里 町民会館	昼間	<25	<25	28	<25	<25	28	
	夜間	<25	<25	28	<25	<25	28	
4.荒神山 山頂	昼間	<25	<25	28	<25	<25	28	
	夜間	<25	<25	28	<25	<25	28	
5.北側 最寄住居	昼間	42	<25	42	42	<25	42	
	夜間	33	<25	34	33	<25	34	
6.南側 最寄住居	昼間	40	<25	40	40	<25	40	
	夜間	40	<25	40	40	<25	40	

評価結果

注) <は未満を示す。

基準・目標との整合性が図られるほか、環境保全措置（後述）の実施により、影響の回避または低減が図られる。

予測の概要

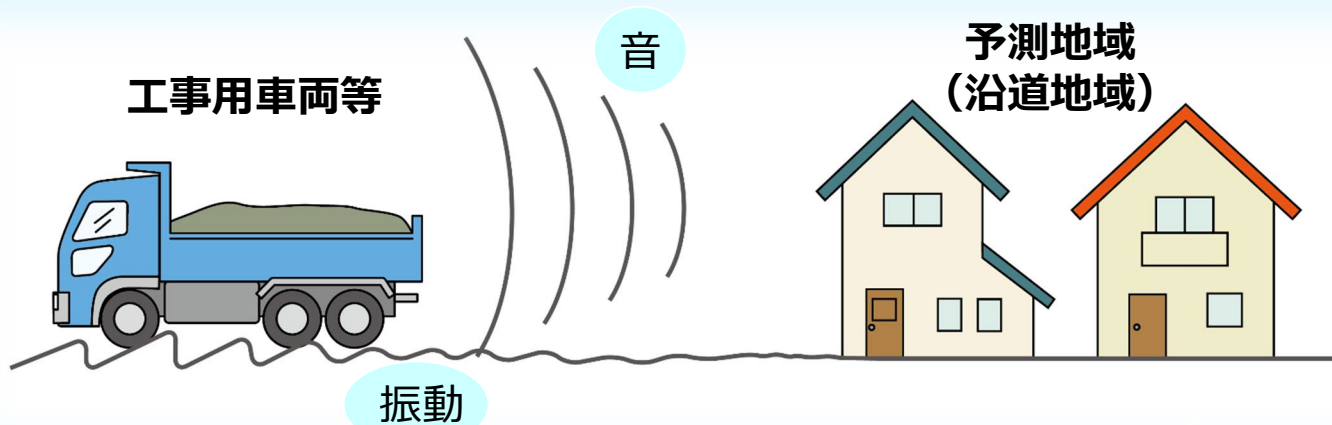
工事実施による工事用車両および施設供用による施設関連車両（パッカー車等）の運行に伴う沿道の騒音・振動レベルを予測。

主な予測条件：車両交通条件（交通量・走行速度）
交通増加台数

予測対象時期

工事中：工事用車両の運行による騒音・振動の影響が最大となる時期

供用後：施設関連車両の運行による騒音・振動の影響が最大となる時期



道路交通騒音・振動の影響予測のイメージ

(2)騒音・振動：⑫予測内容(工事用車両)

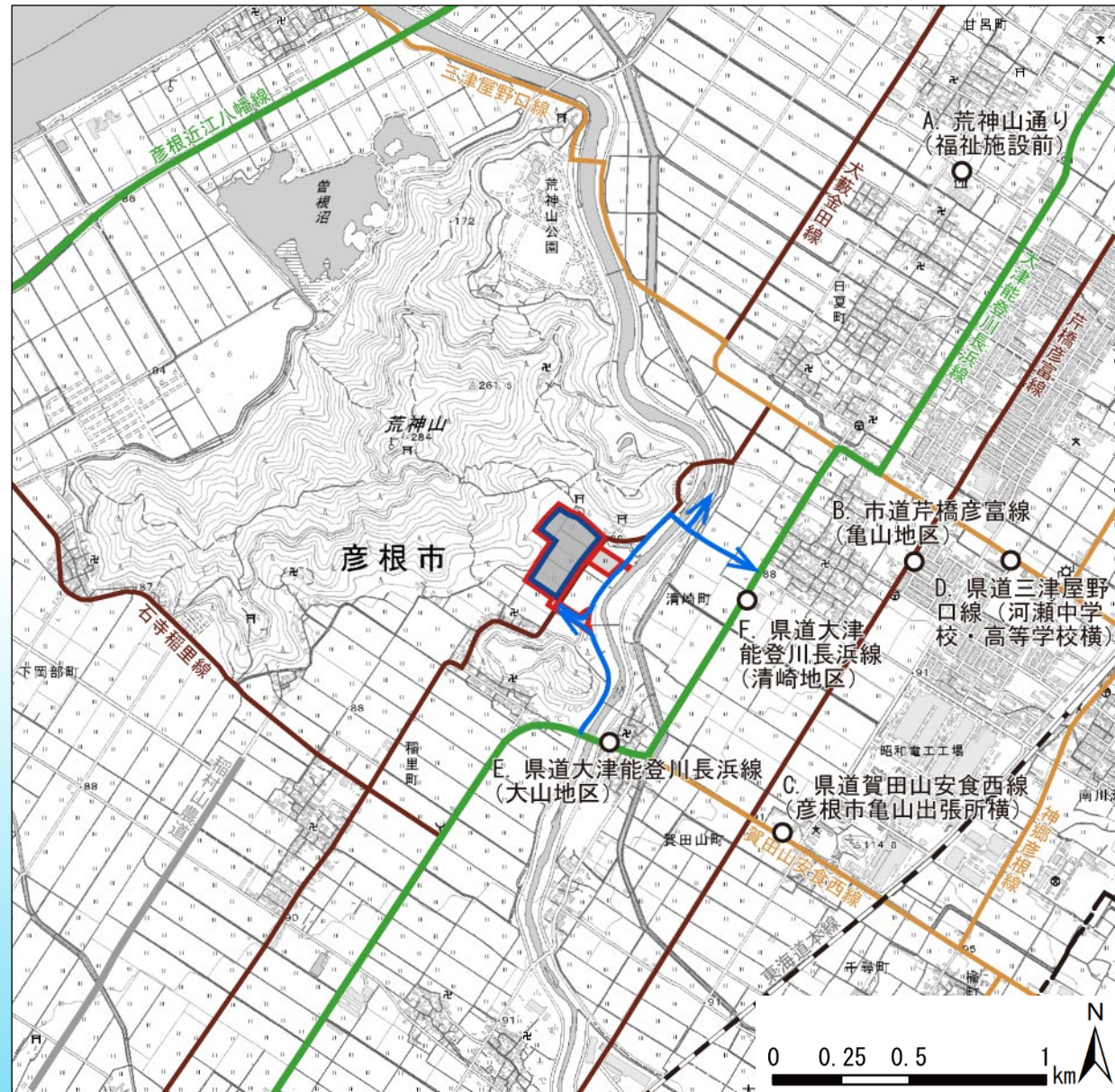
予測に使用した車両台数

(工事用車両)

- ・工事用車両台数が最も多くなる月を予測対象とした。
- ・走行台数は予測対象とした月における日台数とした。

大型車：104～480台/日
(片道)

小型車：4台/日(片道)



(2)騒音：⑬予測・評価結果(工事用車両の走行)

予測結果 (騒音)

[単位：dB]

予測地点	平日				休日			
	現況騒音レベル (L_{Aeq})	予測結果 (L_{Aeq})	環境保全目標値	車両による増加分	現況騒音レベル (L_{Aeq})	予測結果 (L_{Aeq})	環境保全目標値	車両による増加分
A.荒神山通り (福祉施設前)	64	65	65	1	64	65	65	1
B.市道芹橋彦富線 (亀山地区)	<u>68</u>	<u>68</u>	68	0 (1未満)	<u>68</u>	<u>68</u>	68	0 (1未満)
C.県道賀田山安食西線 (彦根市亀山出張所横)	67	68	70	1	67	68	70	1
D.県道三津屋野口線 (河瀬中学校・高等学校横)	64	65	70	1	64	65	70	1
E.県道大津能登川長浜線 (大山地区)	69	70	70	1	69	70	70	1
F.県道大津能登川長浜線 (清崎地区)	69	70	70	1	69	70	70	1

注1) 昼間の時間帯の評価値である。下線は環境基準 (65dB) を超過することを示す。

注2) 現況騒音レベルが環境基準を超過する場合は、現況騒音レベルを環境保全目標値とした。

評価結果

基準・目標を一部上回るが、現況からの悪化はない。

また、環境保全措置 (後述) の実施により、影響の回避または低減が図られる。

(2) 振動：⑭ 予測・評価結果(工事用車両の走行)

予測結果 (振動)

[単位：dB]

予測地点	平日				休日			
	現況 振動 レベル (L_{10})	予測 結果 (L_{10})	環境 保全 目標値	車両に よる 増加分	現況 振動 レベル (L_{10})	予測 結果 (L_{10})	環境 保全 目標値	車両に よる 増加分
A. 荒神山通り (福祉施設前)	27	33	65	6	25	31	65	6
B. 市道芹橋彦富線 (亀山地区)	42	45	65	3	42	46	65	4
C. 県道賀田山安食西線 (彦根市亀山出張所横)	36	39	65	3	33	37	65	4
D. 県道三津屋野口線 (河瀬中学校・高等学校横)	41	44	65	3	41	45	65	4
E. 県道大津能登川長浜線 (大山地区)	36	39	65	3	34	37	65	3
F. 県道大津能登川長浜線 (清崎地区)	38	42	65	4	39	45	65	6

注) 昼間の時間帯の評価値である。

評価結果

基準・目標との整合性が図られるほか、環境保全措置（後述）の実施により、影響の回避または低減が図られる。

(2)騒音・振動：⑮予測内容(施設関連車両の走行)

予測に使用した車両台数

(施設関連車両)

- 既存施設の実績より搬入台数が最も多い月および曜日に想定される台数(平日)を設定した。

地点名	台数 (台/日：片道)	
	大型車	小型車
A.荒神山通り	84	255
B.市道芹橋彦富線	28	21
C.県道賀田山安食西線	19	30
D.県道三津屋野口線	22	10
E.県道大津能登川長浜線 (大山地区)	19	32
F.県道大津能登川長浜線 (清崎地区)	0	6
G.市道整備ルート	19	32



注) 地点Eは北側工区開通時のみ、
地点Gは南側工区開通後に
施設関連車両の走行が
予定されている地点である。

予測結果 (騒音・振動)

[単位：dB]

地点名	騒音				振動			
	現況騒音レベル (L _{Aeq})	予測結果 (L _{Aeq})	環境保全目標値	車両による増加分	現況振動レベル (L ₁₀)	予測結果 (L ₁₀)	環境保全目標値	車両による増加分
A.荒神山通り (福祉施設前)	64	65	65	1	27	31	65	4
B.市道芹橋彦富線 (亀山地区)	68	68	68	0 (1未満)	42	43	65	1
C.県道賀田山安食西線 (彦根市亀山出張所横)	67	67	70	0 (1未満)	36	36	65	0 (1未満)
D.県道三津屋野口線 (河瀬中学校・高等学校横)	64	64	70	0 (1未満)	41	42	65	1
E.県道大津能登川長浜線 (大山地区)	69	69	70	0 (1未満)	36	36	65	0 (1未満)
F.県道大津能登川長浜線 (清崎地区)	69	69	70	0 (1未満)	38	38	65	0 (1未満)
G.市道整備ルート	-	65	65	-	-	43	65	-

注1) 昼間の時間帯の評価値である。下線は環境基準 (65dB) を超過することを示す。

注2) 現況騒音レベルが環境基準を超過する場合は、現況騒音レベルを環境保全目標値とした。

評価結果

騒音は基準・目標を一部上回るが、現況からの悪化はない。
環境保全措置 (後述) の実施により、影響の回避または低減が図られる。

予測の概要

煙突排出ガス：施設供用後の施設の稼働に伴う悪臭の1時間値を予測。

主な予測条件：気象条件（風向・風速・大気安定度）・
発生源条件（煙突排出ガス出口の諸元・位置、焼却施休止時の排出口の諸元）

予測対象時期

煙突排出ガスに含まれる悪臭：施設が定常的な稼働となる時期

施設休止時の排出口からの悪臭：焼却施設の休炉時

予測結果

煙突排出ガスに伴う悪臭については、最大濃度地点において臭気指数は10未満であり、彦根市における規制基準(12)以下となる。

また、施設休炉時の排出口からの悪臭も同様と予測される。

評価結果

基準・目標との整合性が図られている。

環境保全措置（後述）の実施により、影響の回避または低減が図られる。

■ 予測の概要

施設供用後の施設の稼働および施設関連車両の走行における悪臭の影響を定性的に予測。

■ 予測対象時期

施設の稼働・施設関連車両の走行：施設が定常的な稼働となる時期

■ 予測結果

供用後の施設の稼働に伴う悪臭の予測結果は、既存施設等の調査結果から臭気の漏洩は少なく、既存施設等と同程度以上の環境保全措置を講じることにより、影響は小さいものと予測。

また、供用後の施設関連車両の走行に伴う悪臭の予測結果は、彦根市清掃センター周辺の調査結果（臭気の漏洩は少ない）および環境保全措置を講じることにより、影響は小さいものと予測。

■ 評価結果

環境保全措置（後述）の実施により、影響の回避または低減が図られる。

(4)水質:①予測内容(土地の改変:濁水)

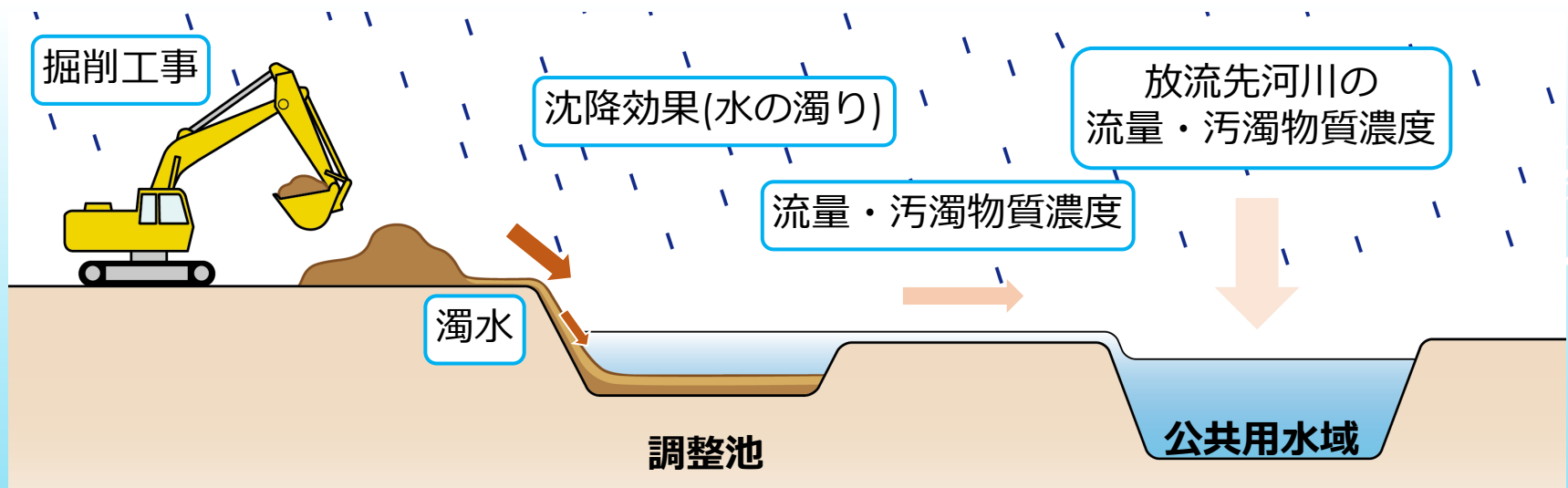
予測の概要

工事の実施における土地の改変に伴う水質の影響の予測。

主な予測条件 : 河川流量・水質、湧水量、湧水中の汚濁物質量（土壌溶出量調査結果）、
現地土壌の特性、調整池の表面積

予測対象時期

予測流域内における掘削工事に伴う濁水発生が最大となる時期



雨水の排水（濁水）の影響予測のイメージ

(4)水質:②予測・評価結果(土地の改変:濁水)

予測結果

降雨時の浮遊物質濃度は、現況調査で把握した変動幅の範囲内になると予測される。



項目	予測結果 (mg/L)	現況調査結果	
		平均値 (mg/L)	変動幅 (mg/L)
浮遊物質	87.4	87.0	17~180

評価結果


宇曾川の工事排水流入後の浮遊物質濃度は、現況調査結果の変動範囲内となる。環境保全措置（後述）の実施により、影響の回避または低減が図られる。

予測の概要


⇒補足資料②参照

工事の実施に伴う土地の改変による重要な種への影響の程度を定性的に予測。


影響要因		予測対象時期	予測方法
土地の改変	生息地の消失/縮小	土地の改変面積が最大となる時期	繁殖環境・生息環境の改変の程度を予測
	水の濁り	造成等の施工による土砂による水の濁りが最大となる時期	発生する濁水の動きや「水質」の予測結果をもとに生息環境の変化の程度を予測 (予測対象: 水路・湿地・河川に分布する種や餌場とする種)
重機の稼働に伴う騒音		工事による騒音が最大となる時期	生息環境の静寂性の変化の程度を予測 (予測対象: 猛禽類)



ホンモロコ



カイツブリ



オオタカ

予測結果

影響は大きい (A) に該当する種が11種、影響を受ける (B) に該当する種は18種となった。

予測結果概要	影響要因の区分			工事の実施		
	土地の改変		重機の稼働に伴う騒音	土地の改変		重機の稼働に伴う騒音
	生息地の消失/縮小	水の濁り		生息地の消失/縮小	水の濁り	
影響は大きい (A)	11種	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
影響を受ける (B)	17種	23種	1種			
影響は小さい (C)	35種	24種	1種			
影響は極めて小さい (D)	32種	1種	10種			
合計 (予測対象種数)	95種	48種	12種			

⇒補足資料②参照

予測結果

- ・**生息地の消失/縮小**：改変区域で確認した重要な種のうち、ホンシュウカヤネズミ、トノサマガエル、ツチガエル、エゾトンボ、コオイムシ、シマゲンゴロウ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、ガムシ、ミドリシジミ、ドブシジミは、生息環境の消失割合が高いことから「影響は大きい(A)」と予測。

改変区域で確認した種のうち生息環境の一部が消失するものの、周辺に同様の環境が広く残存する17種は、「影響を受ける(B)」と予測。

⇒「影響は大きい(A)」「影響を受ける(B)」と予測された種は、いずれも休耕田の**湿地環境**や**素掘りの水路**、**ハンノキ林**に生息する種であった。



ホンシュウカヤネズミ(巣)



トノサマガエル



コオイムシ



ミドリシジミ



ガカモアガイ



ドブシジミ

- ・**水の濁り**：改変範囲周辺に隣接する水路や湿地を主な生息環境とする種は「影響を受ける(B)」、宇曽川を主要な生息環境とする種は「影響は小さい(C)」と予測。
- ・**重機の稼働に伴う騒音**：対象事業実施区域の周辺で繁殖が確認されたオオタカは、重機の稼働に伴う騒音の影響を受ける可能性があることから「影響を受ける(B)」と予測。

評価結果

右表に示す環境保全措置を講じることにより、影響は回避または低減が図られるものと評価。

影響要因		措置の種類
土地の改変	生息地の消失/縮小	地形改変の最小化、段階的な草刈りによる周辺生息適地への誘導、ビオトープの設置および動物の移殖、ハンノキ林保全エリアの設定、素掘り水路の保全
	水の濁り	調整池の設置、速やかな転圧等
重機の稼働(騒音)		繁殖期前からの着工、低騒音型建設機械の採用、仮囲いの設置、重機の整備・点検、繁殖期の追加防音対策

(6)植物：予測内容、予測・評価結果(土地の改変)

⇒補足資料②参照

予測の概要

工事の実施に伴う土地の改変の影響の程度を定性的に予測。

影響要因		予測対象時期	予測方法
土地の改変	生息地の消失/縮小	土地の改変面積が最大となる時期	繁殖環境・生息環境の改変の程度を予測
	水の濁り	造成等の施工による土砂による水の濁りが最大となる時期	発生する濁水の動きや「水質」の予測結果をもとに生息環境の変化の程度を予測 (予測対象:水路・湿地・河川に分布する種)

主な予測対象種
(重要な種)



ホゴウソウ



コガマ



ヒメコヌカグサ



カワヂシャ



ノニガナ

予測結果

- ・ **生息地の消失/縮小**：改変区域で確認した種のうち、コガマ、ヒメコヌカグサ、ノニガナは、生息環境の消失割合が高いことから「影響は大きい (A)」と予測。
⇒ いずれも休耕田の**湿地環境**に生息する種であった。
- ・ **水の濁り**：改変範囲周辺に隣接する水路や湿地を主な生息環境とする種は「影響を受ける (B)」と予測。

評価結果

右表に示す環境保全措置を講じることにより、影響は回避または低減が図られるものと評価。

影響要因		措置の種類
土地の改変	生息地の消失/縮小	ビオトープの設置および植物の移植、ハンノキ林保全エリアの設定
	水の濁り	調整池の設置、速やかな転圧等

予測の概要

工事の実施に伴う土地の改変および重機の稼働に伴う騒音の影響の程度を定性的に予測。

影響要因		予測対象時期	予測方法
土地の改変	生息地の消失/縮小	土地の改変面積が最大となる時期	注目種：繁殖環境・生息環境の改変の程度を予測 基盤環境：各区分の改変の程度を予測
	水の濁り	造成等の施工による土砂による水の濁りが最大となる時期	注目種：発生する濁水の動きや「水質」の予測結果をもとに生息環境の変化の程度を予測(予測対象：水路・湿地・河川に分布する種)
重機の稼働に伴う騒音		工事による騒音が最大となる時期	注目種：生息環境の静寂性の変化の程度を予測(予測対象：猛禽類)

予測結果 (概要)

- ・ **基盤環境**：耕作地・市街地生態系の「休耕田雑草群落」(改変率38.54%)および樹林生態系の「ハンノキ群落」(改変率47.81%)は、「影響は大きい(A)」と予測した。
- ・ **注目種**：ホンシュウカヤネズミ、トノサマガエル、エゾトンボ、ミドリシジミは「影響は大きい(A)」、オオタカ、スジエビ、ミナミメダカ、ヤマトサンショウウオ、アブラボテは「影響を受ける(B)」、その他は「影響は小さい(C)」と予測した。

評価結果

動物・植物で示した環境保全措置を講じることにより、影響は回避または低減が図られるものと評価。

影響要因の区分 予測対象		土地の改変		重機の稼働に伴う騒音
		生息地の消失/縮小	水の濁り	
上位性	ホンドキツネ	C	-	-
	ダイサギ	C	C	-
	オオタカ	C	-	B
典型性	ホンシュウカヤネズミ	A	-	-
	ヒヨドリ	C	-	-
	ツバメ	C	-	-
	トノサマガエル	A	B	-
	アユ	D	C	-
	スジエビ	B	C	-
	キタキチョウ	C	-	-
	ナメクジ	C	-	-
	ミナミメダカ	B	B	-
	特殊性	ヤマトサンショウウオ	B	B
エゾトンボ		A	B	-
ミドリシジミ		A	-	-
	アブラボテ	B	B	-

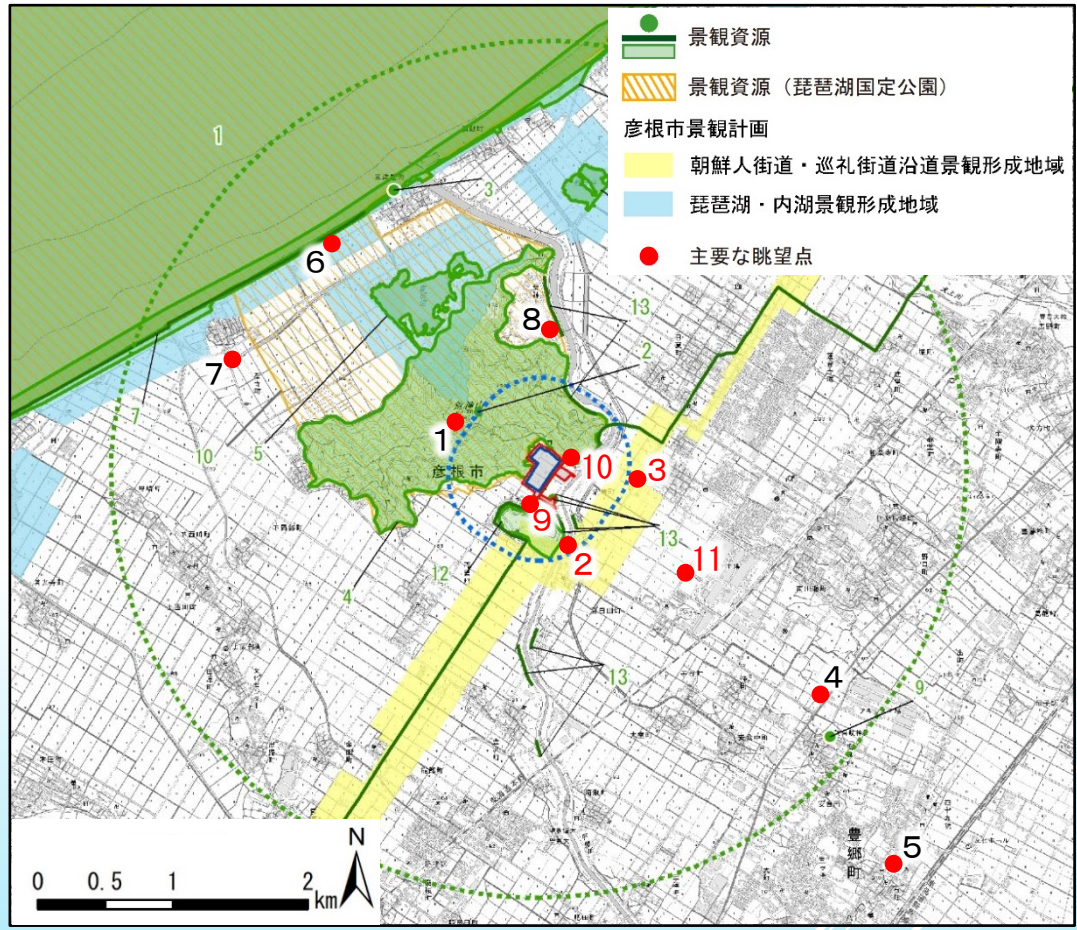
注)
A:影響は大きい
B:影響を受ける
C:影響は小さい
D:影響は極めて小さい

(8) 景観：① 予測内容、予測・評価結果(土地の改変・施設の存在)

予測の概要 工事の実施に伴う土地の改変および施設供用後の施設の存在による眺望景観の変化の程度を予測。

No.	予測地点	視認性・視距離
1	林道荒神山線(荒神山)	不可視(林内)
2	宇曾川大山橋	可視(約460m:近景)
3	グリーンピア交差点	可視(約580m:中景)
4	豊郷町国道8号	可視(約2550m:中景)
5	豊郷小学校旧校舎群	可視(約3800m:遠景)
6	湖岸道路①	不可視(尾根裏)
7	湖岸道路②	不可視(尾根裏)
8	荒神山公園	不可視(尾根裏)
9	西清崎(南)集落	可視(約110m:近景)
10	天満天神社	可視(約80m:近景)
11	亀山小学校通学路(昭和電工前)	可視(約1230m:中景)

※赤字はフォトモンタージュ作成地点を示す。



予測対象時期

施設の稼働が見込まれる時期

予測結果 ⇒フォトモンタージュ参照

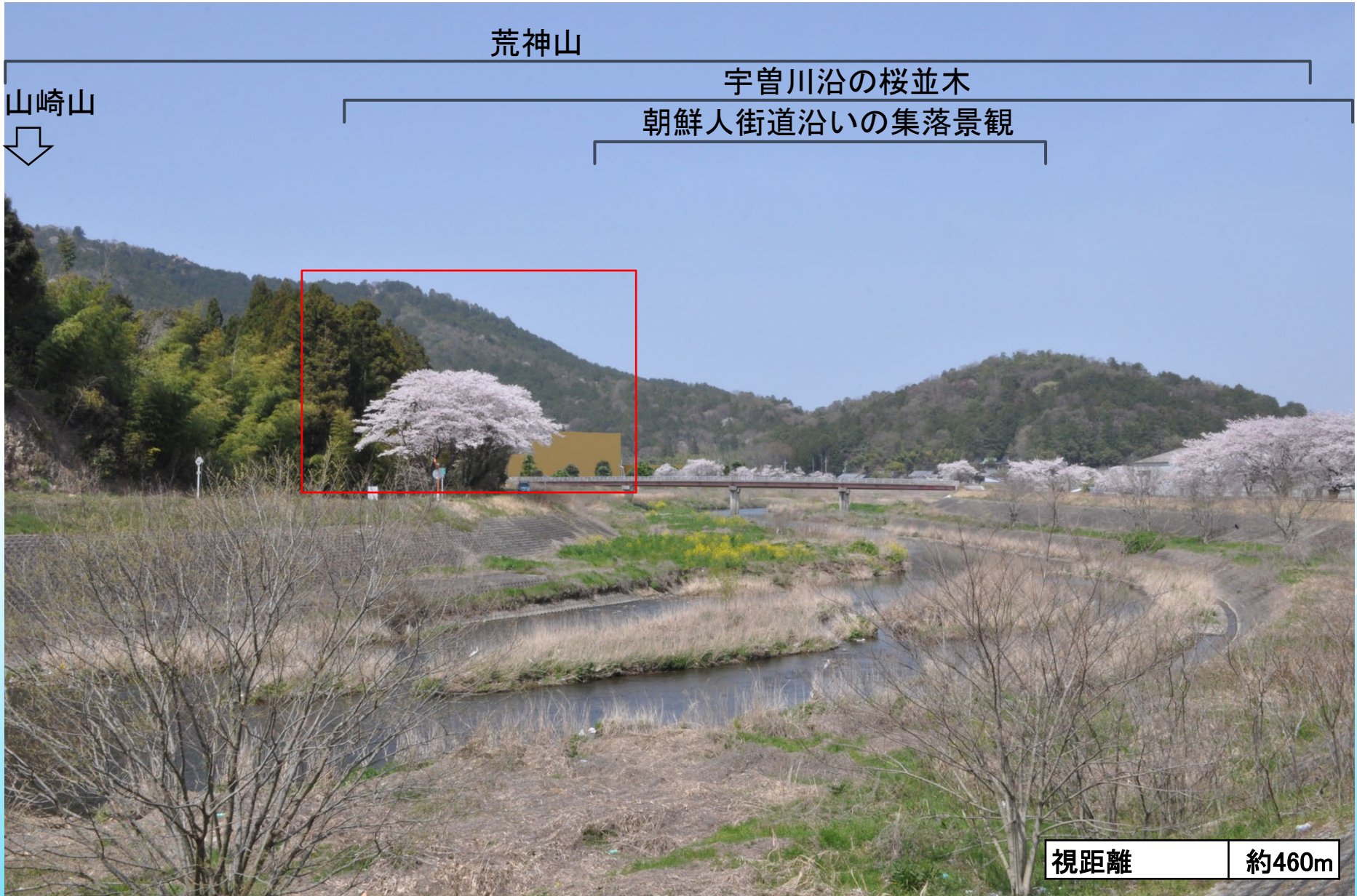
近景の西清崎(南)集落、天満天神社、中景のグリーンピア交差点では、水平見込角等が大きく視野における本施設の割合が高く、荒神山のスカイラインの切断があり、近景の2箇所は「**影響は大きい**」、中景の1箇所は「**影響を受ける**」と予測。

その他の地点では、「**影響は小さい**」と予測。

評価結果

右表の環境保全措置を講じることにより、影響は回避または低減が図られるものと評価。

影響要因	措置の種類
施設の存在	地形改変の最小化、周辺景観環境との調和、「彦根市景観計画」に従った景観対応、緑化法面の採用、施設および盛土法面のセットバック、保全エリアの設定、白煙防止装置の設置



荒神山

宇曾川沿の桜並木

朝鮮人街道沿いの集落景観

山崎山



視距離	約460m
-----	-------

荒神山

宇曾川沿の桜並木



視距離	約580m
-----	-------

荒神山



視距離	約110m
-----	-------

荒神山

朝鮮人街道沿いの集落景観



視距離

約80m



山崎山

宇曾川沿
の桜並木
↓

荒神山



視距離	約1230m
-----	--------

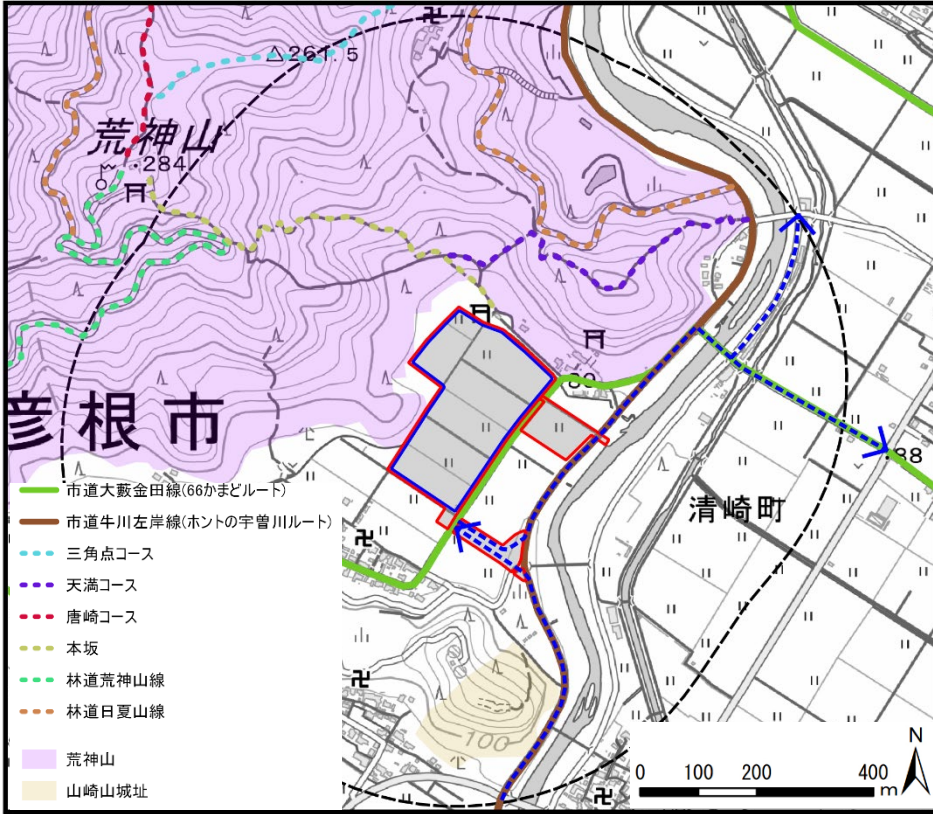
(9)人と自然との触れ合いの活動の場：①現地調査

現地調査

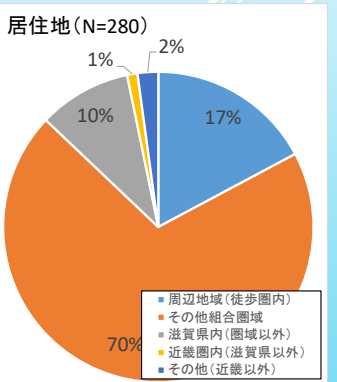
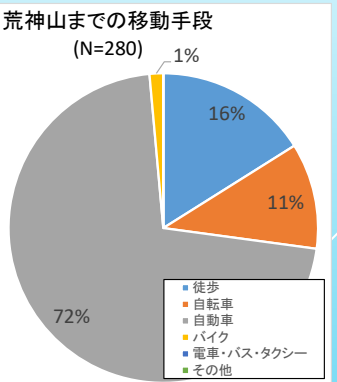
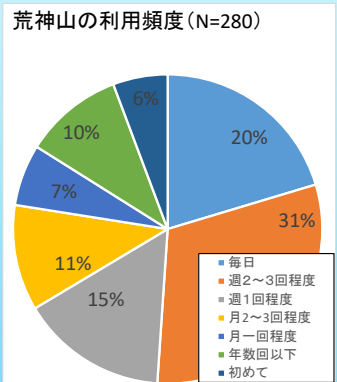
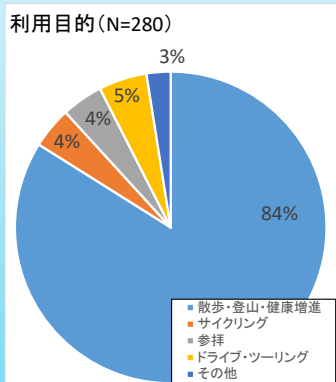
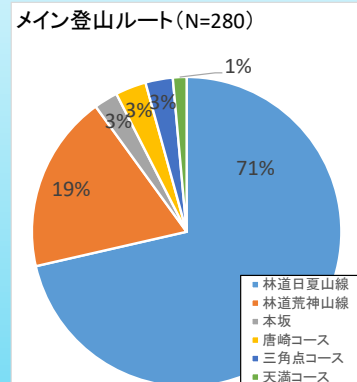
春夏秋冬の4回、荒神山（ハイキング道）、サイクリング道（市道大藪金田線、市道宇曾川左岸線）、山崎山城址の利用状況を確認。併せて、荒神山山頂でアンケート調査を実施。

【アンケート結果の概要】

- 荒神山のハイキング道としては、ほとんどが、林道日夏山線、林道荒神山線を利用。ごみ処理施設整備区域に隣接する本坂の利用者は少ない。
- 荒神山の利用者の傾向は、多くが散歩・健康増進を目的とし、週に1回以上のリピーターが多く、彦根愛知犬上圏域より自動車で、または徒歩圏より自転車または徒歩で麓まで訪れる方が多い。
- 工事用車両の通行ルートと重なる市道大藪金田線、市道宇曾川左岸線は、地元の方の散歩コースとして利用されているほか、生活道路としての利用がほとんど。サイクリング利用者は少ない。



アンケート結果（四季合計）



(9)人と自然との触れ合いの活動の場:

②予測内容、予測・評価結果(土地の改変・車両の走行・施設の存在)

予測の概要

工事の実施に伴う土地の改変、工事用車両の通行、施設供用後の施設の存在によるレクリエーション施設への影響を予測。

主な予測条件: レクリエーション施設等の分布、ハイキング道等からの眺望景観、対象事業の改変範囲、建屋の形状・意匠の方針、対象事業の緑化方針、工事用車両通行計画

予測対象時期

工事の実施および施設の稼働が見込まれる時期

予測結果 (土地の改変・車両の走行・施設の存在)

予測項目		予測結果
人と自然との触れ合いの活動の場への直接改変の程度		サイクリング道の「市道大藪金田線」および「市道宇曾川左岸線」は、一部が工事中に、地下埋設管工事に伴う短期間(1週間程度)の 通行止めが生じる可能性がある 。
人と自然との触れ合いの活動の場から見る風景の変化		ごみ処理施設整備区域直近となる ハイキング道(本坂) 、 サイクリング道 からの風景に変化(次ページ参照)が生じる。⇒ 「影響を受ける」
人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセス特性の変化	工事中	市道大藪金田線 および 市道宇曾川左岸線 の一部において、日常的な工事用車両の通行が生じる。また、地下埋設管工事に伴う短期間(1週間程度)の通行止めが生じる可能性がある。⇒ 「影響を受ける」 市道宇曾川左岸線 を工事用車両通行ルートとすることを想定しており、通行止め・迂回路誘導が想定される。⇒ 「影響を受ける」
	供用後	既存の道路は現状復旧される。また、彦根市が計画する新市道が一部供用されることが想定される。⇒ 「影響はない」 、またはアクセス性が向上すると考えられる。

評価結果

環境保全措置(後述)の実施により、影響の回避または低減が図られる。



予測の概要

工事の実施に伴う土地の改変、施設供用後の施設の稼働に伴う廃棄物等の影響を予測。

主な予測条件： 工事中：種類別廃棄物発生量、処理・処分の状況
供用後：種類別廃棄物発生量、処理・処分の状況

予測結果（工事中）

建築物	建設副産物発生量	処分内容
建設発生土	約46,200m ³	約12,800m ³ を埋戻土として場内利用し、残量は産業廃棄物処理業者へ委託し、適切に処分を行う。
建設混合廃棄物	約442.8t	再利用および再資源化に努めるとともに、残量は産業廃棄物処理業者へ委託し、適切に処分を行う。

予測結果（供用後）

施設	廃棄物等の種類	発生量(t/年)	処分内容
焼却施設	焼却灰・飛灰	約4,353	適切に中間処理を行ったうえで、大阪湾広域臨海環境整備センター(最終処分場)に搬入し、適切に処分を行う。
リサイクル施設	不燃残渣	約878	

評価結果

環境保全措置（後述）の実施により、影響の回避または低減が図られる。

予測の概要

工事の実施に伴う重機の稼働、工事用車両の走行および施設供用後の施設関連車両による、温室効果ガスの影響を予測。

主な予測条件：

工事中：重機の種類および稼働台数、稼働時間、工事用車両の種類および走行台数等

供用後：施設関連車両台数、ごみ焼却量、電力および燃料消費量等

予測結果（施設の稼働）

供用後に本施設から14,775 tCO₂/年の温室効果ガスが排出されると予測。

既存施設と比較すると、**5,849 tCO₂/年の温室効果ガス削減効果**があると予測。

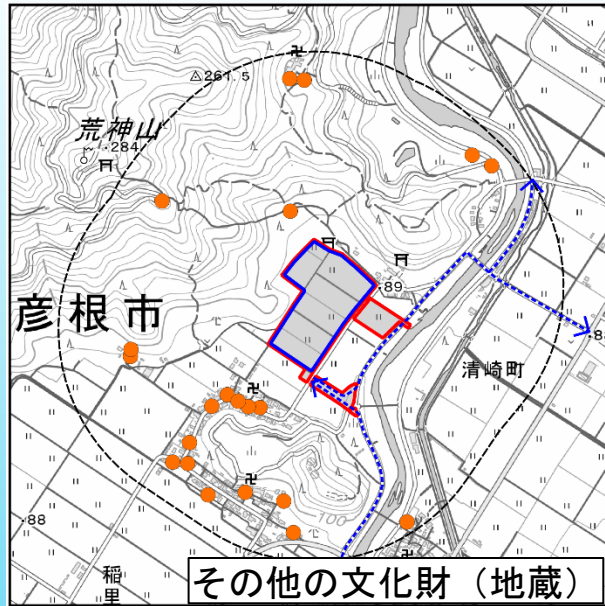
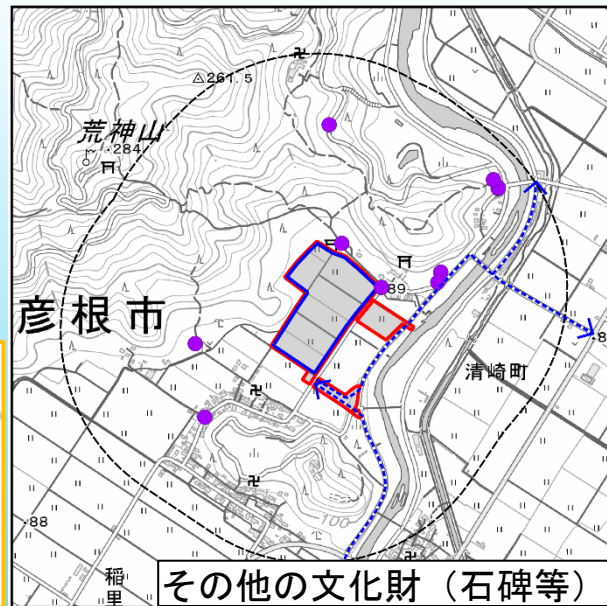
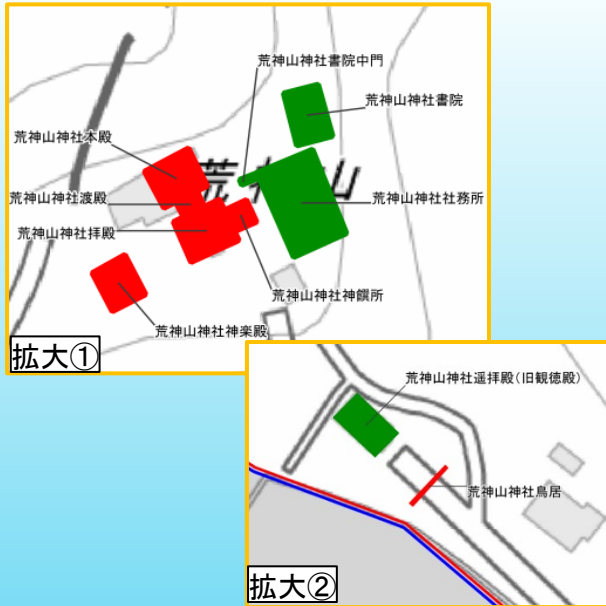
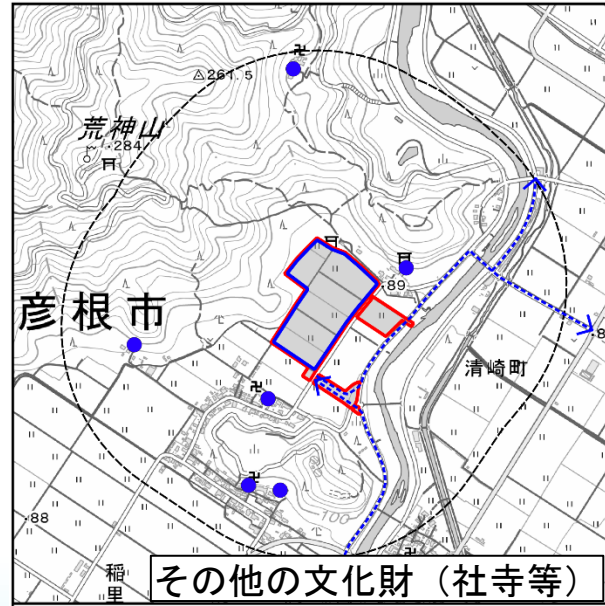
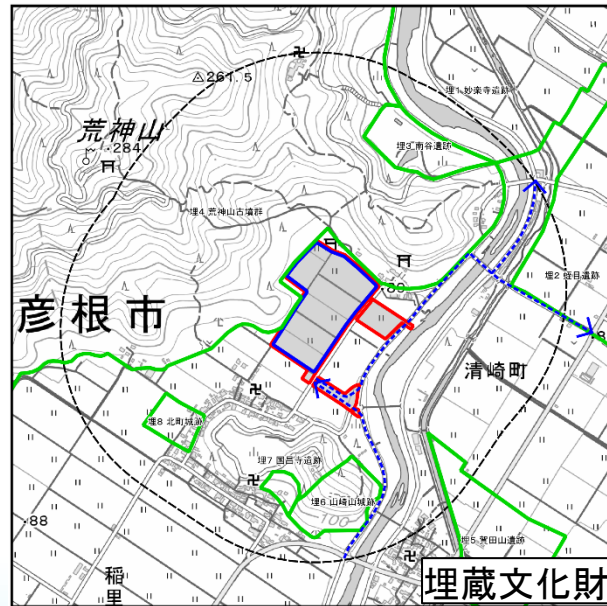
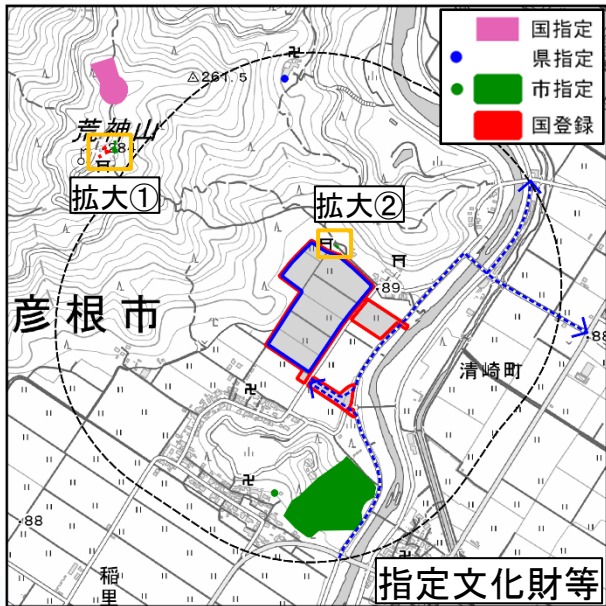
発生要因	既存施設(tCO ₂ /年)		本施設(tCO ₂ /年)	
	直接排出	間接排出	直接排出	間接排出
施設関連車両等の通行	—	1,593	—	1,612
ごみの焼却	15,102	—	16,603	—
RDFの使用	—	3,492	—	—
機械等の稼働 (電気使用)	—	2,264	—	2,527
機械等の稼働 (燃料使用)	1.6	—	210	—
発電	—	1,829	—	6,178
合計	20,624		14,775	
既存施設と本施設の差 (削減効果)	5,849 (tCO ₂ /年)			

評価結果

温室効果ガスの削減のほか、環境保全措置（後述）の実施により、影響の回避または低減が図られる。

(12)文化財:①現地調査

現地調査 文献調査、聞き取り調査、現地調査によって、有形の文化財の分布状況を把握。



予測の概要 工事の実施に伴う土地の改変、重機の稼働、工事用車両の走行、施設供用後の施設の存在による文化財への影響を予測。

主な予測条件：有形文化財等の分布、文化財の内部（庭園等）からの眺望景観、対象事業の改変範囲、建屋の形状・意匠の方針、対象事業の緑化方針、工事用車両通行計画

予測対象時期

工事の実施および施設の稼働が見込まれる時期

予測結果（土地の改変・車両の走行・施設の存在）

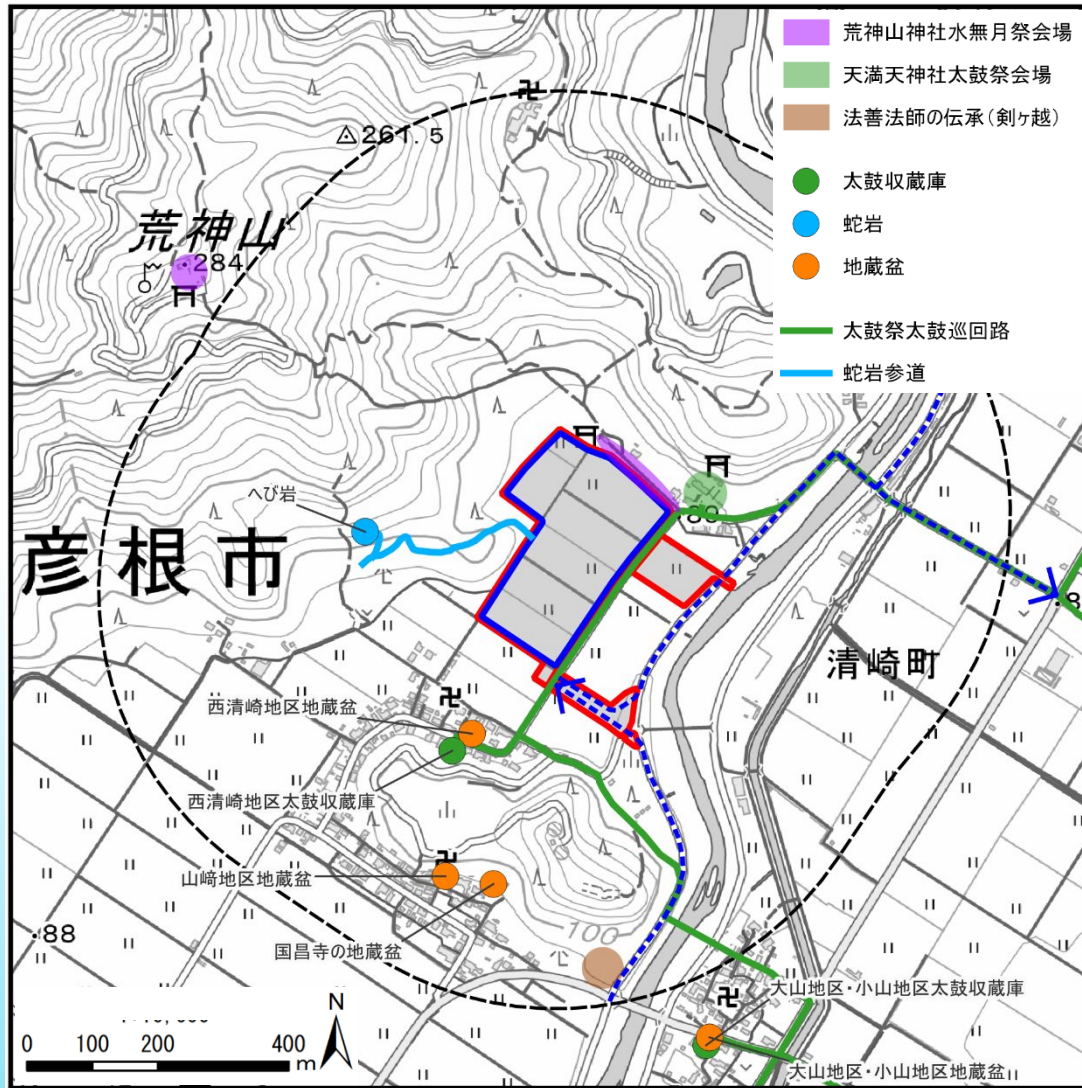
予測項目		予測結果
文化財の場への直接改変の程度		直接改変はない。⇒「影響はない」
文化財と一体となった周辺環境の状態変化		ごみ処理施設整備区域に隣接する荒神山神社遥拝殿や天満天神社、道標（従是荒神道）は工事による騒音・振動の影響が生じる可能性がある。 ⇒「影響を受ける」
文化財の内部（庭園等）から見る風景の変化		ごみ処理施設整備区域直近となる荒神山神社遥拝殿や天満天神社からの風景に変化が生じる。⇒「影響を受ける」
文化財へのアクセス特性の変化	工事中	市道大藪金田線および市道宇曾川左岸線の一部において、日常的な工事用車両の通行が生じる。また、地下埋設管工事に伴う短期間（1週間程度）の通行止めが生じる可能性がある。⇒「影響を受ける」 市道宇曾川左岸線を工事用車両通行ルートとすることを想定しており、通行止め・迂回路誘導が想定される。⇒「影響を受ける」
	供用後	既存の道路は現状復旧される。また、彦根市が計画する新市道が一部供用されることが想定される。⇒「影響はない」、またはアクセス性が向上すると考えられる。

評価結果

環境保全措置（後述）の実施により、影響の回避または低減が図られる。

(13) 伝承文化：① 現地調査

現地調査 文献調査、聞き取り調査、現地調査によって、伝承文化の分布状況を把握。



No.	種類	名称	
1	例大祭	天満天神社太鼓祭	
2		荒神山神社水無月祭	
3	信仰の場	荒神山のへび岩信仰	
4		地蔵信仰と地蔵盆	西清崎地区
5			山崎地区
6		大山・小山地区	
7		国昌寺	
8		その他伝承	法善法師の伝承地(剣ヶ越)

予測の概要

工事の実施に伴う土地の改変、重機の稼働、工事用車両の走行、施設供用後の施設の存在による伝承文化への影響を予測。

主な予測条件： 伝承文化の場の分布、伝承文化の場からの眺望景観、対象事業の改変範囲、建屋の形状・意匠の方針、対象事業の緑化方針、工事用車両通行計画

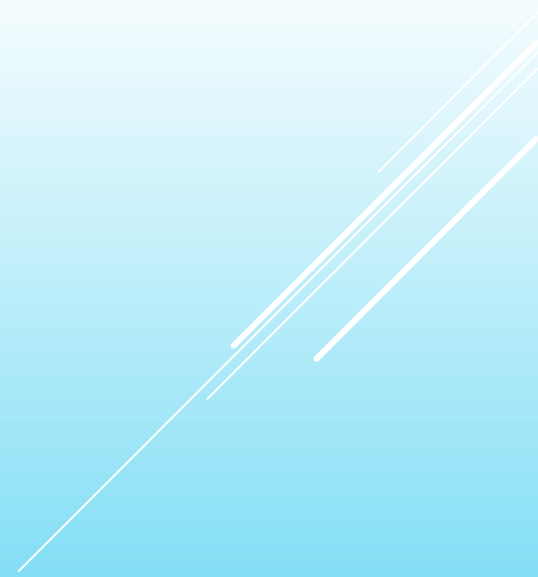
予測対象時期 工事の実施および施設の稼働が見込まれる時期

予測結果（土地の改変・車両の走行・施設の存在）

予測項目		予測結果
伝承文化の場への直接改変の程度		直接改変はない。⇒「影響はない」
伝承文化の環境の状態変化		・「 天満天神社太鼓祭 (4月第2日曜日)」: 場からの風景に変化が生じる。休工日に開催するが、太鼓巡回路の一部を工事用車両通行ルートとすることを想定しており、通行止めおよび迂回路誘導が想定される。⇒「 影響を受ける 」 ・「 荒神山神社水無月祭 (6/29)」: 場からの風景に変化が生じる。工事中に行われる場合は、工事による騒音・振動・工事用車両の通行により、祭りの環境に影響を与える可能性がある。⇒「 影響を受ける 」
伝承文化へのアクセス特性の変化	工事中	市道大藪金田線 および 市道宇曾川左岸線 の一部において、日常的な工事用車両の通行が生じる。また、地下埋設管工事に伴う短期間(1週間程度)の通行止めが生じる可能性がある。⇒「 影響を受ける 」 市道宇曾川左岸線 を工事用車両通行ルートとすることを想定しており、通行止め・迂回路誘導が想定される。⇒「 影響を受ける 」
	供用後	既存の道路は現状復旧される。また、彦根市が計画する新市道が一部供用されることが想定される。⇒「影響はない」、またはアクセス性が向上すると考えられる。

評価結果 環境保全措置（後述）の実施により、影響の回避または低減が図られる。

6. 環境保全措置



6. 環境保全措置①

- 事業による影響があると予測される環境要素への対策のほか、事業の実施による影響を回避または低減するため、以下に示す環境保全措置を実施する。

環境要素	区分		主な環境保全措置の内容
大気質 騒音 超低周波音 振動	工事中	建設機械の稼働	排出ガス対策型建設機械の採用、建設機械の整備・点検、教育指導の実施、仮囲いの設置、散水の実施、敷鉄板の設置、低騒音/低振動型建設機械の採用
		工事用車両の走行	運搬車両台数の低減、車両の維持管理、運転手の教育・指導
	供用後	施設の稼働	排出ガス処理設備、運転管理の徹底、排出ガス濃度等の情報公開、施設を建屋で囲う、除じん設備の設置、散水の実施、低騒音・低振動型設備機器の採用と配置、設備機器の維持管理、振動発生機器の配慮
		廃棄物の搬入等	施設関連車両台数の低減、車両の維持管理、運転手の教育・指導
悪臭	供用後	排出ガス処理、運転管理の徹底、脱臭設備の設置、臭気の高温分解、悪臭漏洩の防止、運転手の教育・指導、車両の維持管理、汚水タンク付き車両の使用	
水質	工事中	調整池の設置、調整池の浚渫、速やかな転圧等	

6. 環境保全措置②

環境要素	区分	主な環境保全措置の内容
動物・植物・生態系	工事中・供用後	地形改変の最小化、段階的な草刈りによる周辺生息適地への誘導(ホシウカササギ)、ビオトープの設置および動植物の移殖、ハンノキ林保全エリアの設定、素掘り水路の保全、調整池の設置、速やかな転圧等、繁殖期前からの着工(材効)、低騒音型建設機械の採用、仮囲いの設置、重機の整備・点検、繁殖期の追加防音対策(材効)
景観	工事中・供用後	地形改変の最小化、周辺景観環境との調和、「彦根市景観計画」に従った景観対応、緑化法面の採用、施設および盛土法面のセットバック、保全エリアの設定、白煙防止装置の設置
人と自然との触れ合いの活動の場	工事中	保全エリアの設置、運搬車両台数の低減、運転手の教育・指導、工事中の交通整理および迂回誘導
	供用後	周辺景観環境との調和、「彦根市景観計画」に従った景観対応、緑化法面の採用、施設および盛土法面のセットバック、「山の駅※」および駐車場の設置・開放
廃棄物等	工事中	適正な処理および再利用、適正な処分、再資源化の促進
	供用後	適正な処理および処分、ごみ分別・減量化の推進
温室効果ガス等	工事中	運転手の教育・指導、車両の整備・点検、運搬車両台数の低減、建設副産物の再利用、緑化の促進
	供用後	エネルギー回収、運転手の教育・指導、ごみ分別・減量化の推進
文化財	工事中・供用後	遺跡の不時発見時における文化財保護法対応、保全エリアの設定、運搬車両台数の低減、運転手の教育・指導、工事中の交通整理および迂回誘導、周辺景観環境との調和、「彦根市景観計画」に従った景観対応、緑化法面の採用、施設および盛土法面のセットバック
伝承文化	工事中	水無月祭開催日の休工、太鼓祭開催日の工事用道路の開放、運搬車両台数の低減、運転手の教育・指導、工事中の交通整理および迂回誘導
	供用後	周辺景観環境との調和、「彦根市景観計画」に従った景観対応、緑化法面の採用、施設および盛土法面のセットバック、「山の駅※」および駐車場の設置・開放

※ 山の駅：トイレ、自販機、休憩所および山歩き案内などの機能を有する、レクリエーション拠点施設。

7. 事後調査

7. 事後調査

- 本環境影響評価において、いずれの環境影響評価項目についても、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響は回避または低減が図られるとともに、基準または目標との整合性も図られると評価した。
- しかし、実施する環境保全措置の一部については、「効果に係る知見が不十分な環境保全措置」に該当すると考えられることから、当該環境保全措置の効果等の確認に係る事後調査を実施する。

環境要素	時期	調査項目	調査方法
動物・生態系	工事中	オオタカの繁殖状況モニタリング調査	定点観察を基本とした方法 (営巣場所調査、繁殖状況調査)
動物・植物・生態系	工事中 供用後	ビオトープのモニタリング調査	保全地域における重要な種の 生息・生育状況の観察

- 前記の条例に基づく事後調査のほかに、大気汚染防止法等の関係法令に基づき、環境監視調査として、排出ガス濃度の測定を継続的に実施するほか、施設竣工後の騒音測定を行うなどにより、環境の状況を把握する。

環境要素	測定項目	測定頻度	測定位置
大気質	ばいじん、硫黄酸化物、 窒素酸化物、塩化水素、水銀	2回/年	煙突排出ガス
	ダイオキシン類	1回/年	
騒音	騒音レベル	1回（施設竣工後）	敷地境界4箇所

8. 方法書に対する意見と事業者の見解

方法書に対する意見と事業者の見解①

知事意見およびそれに対する事業者の見解

項目	意見等の内容	事業者の見解
全般的事項	<p>(1) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。</p>	<p>手続を進めるに当たり、環境影響評価条例に基づく住民説明会のほか、周辺の地域住民に対して、現地調査の実施段階および環境影響評価図書素案の作成段階で事前に情報提供や説明を行いました。引き続き、本事業における環境影響および環境保全について、丁寧に周知・説明し、理解を得るよう努めます。</p>
	<p>(2) 本事業の計画の熟度が低く、環境影響評価の実施に当たっての基礎的情報である施設の構造・配置、排出ガスの諸元、関係車両の交通量等に関する情報が十分に示されていないことから、今後の環境影響評価の手続においては、これらの内容を具体的に設定の上、各環境要素に係る影響を予測および評価すること。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たって必要な施設の構造・配置、排出ガスの諸元、関係車両の交通量等に関する情報を具体的に設定し、各環境要素に係る影響の予測および評価を行いました。設定した内容は、「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果」に記述しました。</p>

方法書に対する意見と事業者の見解②

知事意見およびそれに対する事業者の見解

項目

意見等の内容

事業者の見解

全般的事項

(3) 方法書によると、本事業とは別に、彦根市による新たな市道（以下「市道」という。）の整備が計画されており、施設供用後における関係車両の走行ルートとして活用される予定である。

市道は、対象事業実施区域に隣接し、動物・植物、景観、文化財、伝承文化の面から重要な荒神山の一部やその近傍を通過するルートとして整備される予定であり、市道の整備によるこれらの環境要素に対する直接的な影響が懸念される。また、施設供用後の大気質、騒音・振動に関する予測および評価の基礎となる交通量が大きく変化するものと考えられる。

このため、市道の整備に関する詳細な情報をできる限り入手し、必要に応じて、市道の存在を各環境要素の予測および評価に反映させること。また、当該予測および評価の結果が、市道の整備に伴い実施される環境配慮の取組に活用されるよう、彦根市との連携・協力で最大限努めること。

方法書においては、荒神山を縦断する市道の整備計画を示し、関係車両の走行ルートとして活用する方針を示しました。

しかし、令和3年5月の彦根市長の交代を機に、環境保全等の観点から荒神山を縦断する整備計画が見直されることとなり、彦根市および当組合の検討・協議の結果、**彦根市が事業者となり、荒神山を迂回する市道を設ける方針**となりました。見直し後の市道整備計画は「第2章 対象事業の目的および内容」に示したとおり、**荒神山を迂回する形で対象事業実施区域北側の市道大藪金田線および南側の稲村山農道を結び、途中対象事業実施区域の南側を通過**する予定となっています。

関係車両走行ルートは、一般国道8号や主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）から、既存の一般県道・市道および上記に示した彦根市が新たに整備する市道を経由して対象事業実施区域に至る計画としています。

工事用車両走行ルートについては、進入車両は県道2号から宇曾川左岸堤防道路に進入・北上し、堤防道路より敷地南東側角に工事用道路を用いて敷地南東側に至る経路、退出車両は工事用道路を用いて宇曾川左岸堤防道路に接続し、堤防道路を北上して宇曾川を渡河した後、県道2号に出る経路および宇曾川右岸側堤防道路を北上する経路に変更することとしました。

また、工事施工ヤードの確保に必要な範囲として、敷地北東側に新たに事業区域を追加することとしました。具体の工事ヤードの範囲は今後検討しますが、環境影響評価では改変が想定される最大の面積を考慮して、事業区域を設定しました。

上記の経緯を踏まえて、**彦根市道の整備計画の変更に基づく本環境影響評価における調査計画に変更はありませんが、工事用車両走行ルートの変更に伴い、退出経路と県道2号の接続箇所付近において、道路沿道大気質・騒音・振動調査地点を1地点追加**することとしました。

また、工事用道路および工事施工ヤードの整備を行うにあたり、対象事業実施区域の形状を一部見直しましたが、その範囲は敷地境界から100m程度の範囲であり、環境影響評価の再手続が必要となる規模要件に該当しないほか、環境影響評価の実施に当たって方法書に示した調査範囲の変更はありません。

なお、本環境影響評価における予測・評価の結果については、市道の整備に伴い実施される環境配慮の取り組みに活用されるよう、彦根市との連携・協力で努めてまいります。

方法書に対する意見と事業者の見解③

知事意見およびそれに対する事業者の見解

項目	意見等の内容	事業者の見解
全般的事項	<p>(4) 対象事業実施区域の周辺には荒神山などの豊かな自然環境のほか、荒神山神社、荒神山神社遥拝殿等の重要な文化的資産等が存在することから、これらへの影響を可能な限り回避または低減すること。</p>	<p>対象事業実施区域周辺に存在する豊かな自然環境および荒神山神社、荒神山神社遥拝殿等の重要な文化的遺産に対する影響の予測・評価を行いました。今後の事業の実施に当たっては、これらへの影響を可能な限り回避または低減するよう努めてまいります。</p>
	<p>(5) 対象事業実施区域の一部が土砂災害警戒区域および洪水浸水想定区域（愛知川・宇曽川）に指定されていることから、周辺の災害リスク情報をはじめとする文献の収集等の調査を行い、必要な災害リスク対策を講ずること。</p>	<p>土砂災害警戒区域として指定されているエリアには主要な施設を配置しないよう計画しました。洪水浸水想定については、滋賀県による最新のシミュレーション結果（地先の安全度マップ、宇曽川洪水浸水想定区域図、愛知川洪水浸水想定区域図）を参考として、必要な浸水リスク対策を講じます。</p>
	<p>(6) 滋賀県の“しがCO2ネットゼロ”ムーブメントの推進や資源の有効活用の観点から、サーマルリサイクルやマテリアルリサイクルに関する技術、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組み等を積極的に導入すること等、地域における循環型社会の形成に資する施設となるよう検討すること。</p>	<p>本事業では、新ごみ処理施設整備基本計画（令和元年10月）において、施設整備の理念として、資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基盤施設をあげており、ごみからのマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルを積極的に行い、循環型社会の形成に貢献できる施設整備を進めてまいります。</p>

方法書に対する意見と事業者の見解④

知事意見およびそれに対する事業者の見解

項目	意見等の内容	事業者の見解
全般的事項	<p>(7) 各環境要素における調査・予測地点等の具体的な内容が記載されていない箇所が多いことから、環境影響評価準備書の作成に当たっては、選定した調査・予測地点等を適切な縮尺の地図において示すとともに、適用した予測手法を具体的に明記すること。</p> <p>(8) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>各環境要素における調査・予測地点等および適用した予測手法は、「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果」の各節に記述しました。</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないように留意しました。</p>
個別的事項	<p>(1) 大気環境 荒神山からの気流の影響により、焼却施設の煙突から排出される煙についてダウンドラフトの発生が懸念される。このため、施設の稼働による短期濃度の予測・評価に当たっては、当該現象による影響についても検討できるよう、適した大気条件下での現地拡散実験を行うこと。 施設供用後の関係車両の走行の予測および評価に当たっては、市道が存在することを前提で行い、市道の整備による交通量の変化に十分留意すること。</p>	<p>現地拡散実験の実施に当たっては、荒神山からの気流の影響により発生が想定されるダウンドラフトの影響について検討できるよう、荒神山方向からの風が発生した状況を含めて実験を行いました。</p> <p>対象事業実施区域周辺の平成22年度および平成27年度道路交通センサスにおいて観測された交通量を比較すると、地点毎に若干の増減はありますが、全体的には概ね同等または低減する傾向が見られます。しかし、今後の彦根市道の整備による交通環境の改善が見込まれることから、廃棄物運搬車両を除く一般車両の現況交通量は減少せず、そのまま推移するものと仮定しました。なお、新たに整備される市道の沿道に住居が存在することから、市道を走行する自動車による影響についても予測・評価の対象としました。</p>

方法書に対する意見と事業者の見解⑤

知事意見およびそれに対する事業者の見解

項目	意見等の内容	事業者の見解
個別的事項	<p>(2) 騒音・振動</p> <p>工事実施時および施設供用後における予測および評価に当たっては、敷地境界における各規制基準の遵守状況はもとより、周辺の住居・集落への影響が詳細に把握できるよう、予測・評価地点を複数設定すること。また、騒音・振動の発生源、遮蔽物の配置等を具体的に設定すること。</p> <p>予測および評価の結果をわかりやすく明示するため、必要に応じ、対象事業実施区域周辺における騒音・振動レベルのコンターマップ等を作成すること。</p> <p>施設供用後の関係車両の走行の予測および評価に当たっては、市道が存在することを前提で行い、市道の整備による交通量の変化に十分留意すること。</p>	<p>工事実施時および施設供用後における騒音・振動の予測および評価に当たっては、敷地境界のほか周辺の住居・集落における影響の予測および評価を合わせて行いました。予測および評価を行うにあたっては、騒音・振動の発生源、遮蔽物の配置等を具体的に設定しました。</p> <p>また、予測および評価の結果をわかりやすく明示するため、対象事業実施区域周辺における騒音・振動レベルのコンター図（等音・等振動分布図）を作成しました。</p> <p>設定した騒音・振動の発生源、遮蔽物等の配置等や、騒音・振動レベルのコンター図は、「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果 8.2 騒音 8.2.2 予測・評価」および「8.3 振動 8.3.2 予測・評価」に記述しました。</p> <p>対象事業実施区域周辺の平成22年度および平成27年度道路交通センサスにおいて観測された交通量を比較すると、地点毎に若干の増減はありますが、全体的には概ね同等または低減する傾向が見られます。しかし、今後の彦根市道の整備による交通環境の改善が見込まれることから、廃棄物運搬車両を除く一般車両の現況交通量は減少せず、そのまま推移するものと仮定しました。なお、新たに整備される市道の沿道に住居が存在することから、市道を走行する自動車による影響についても予測・評価の対象としました。</p> <p>なお、新たに整備される市道の沿道に住居が存在することから、市道を走行する自動車による影響についても予測・評価の対象としました。</p>
	<p>(3) 水環境</p> <p>対象事業実施区域からの排出水が流入する宇曾川については、農繁期に浮遊物質等の水質項目が上昇する傾向が認められる。このため、工事実施時の水の濁りに関する調査の実施に当たっては、河川水質の季節変動を把握する必要があることに留意すること。</p>	<p>宇曾川の水の濁りに関する調査の実施に当たっては、河川水質の季節変動を考慮し、農繁期（令和4年4月の代掻きの行われた時期）を含めた調査を実施しました。</p>

知事意見およびそれに対する事業者の見解

項目	意見等の内容	事業者の見解
個別的事項	<p>(4) 動物・生態系 方法書に記載の市道が整備される場合、そのルートは荒神山の一部やその近傍を通過し、かつ、山と周辺の水田環境を分断する配置となっており、当該環境要素の特性上、本事業と市道の整備とを切り離して予測および評価することができないものと考えられる。このため、彦根市と連携・協力し、市道の整備の影響を含めた予測および評価を行うことを検討すること。</p> <p>小型ほ乳類や昆虫類をはじめとする動物の調査の手法について、トラップの設置個数や、生息することが想定される動物種に合わせた調査地点および調査期間を適切に設定すること。併せて、動物の捕獲や植物の採取を伴う調査を実施する場合は、その影響が最小限となるよう、十分に配慮した内容とすること。</p>	<p>前述の通り、彦根市が新たに設ける市道は荒神山を迂回する計画に変更されました。そのため、市道の当初想定ルートによる山と水田環境の分断はなくなる見通しです。しかしながら、対象施設本体においても山と水田環境を行き来する動物種の生息が考えられることより、意見を踏まえた現地調査計画を策定しました。</p> <p>なお、新たなルートの市道整備にあたっては、自然環境に配慮した道路計画となるよう、本調査の結果を彦根市と共有してまいります。</p> <p>小型ほ乳類や昆虫類をはじめとする動物の調査の手法については、トラップの設置個数や、生息することが想定される動物種に合わせた調査地点および調査期間について適切に設定しました。調査地点や調査期間は、「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果 8.7 動物 8.7.1 現況調査」に記述したとおりです。また、動物の捕獲や植物の採取を伴う調査を実施する場合は、その影響が最小限となるよう配慮しました。</p> <p>なお、調査・予測や環境保全措置の検討に当たっては、地元の環境団体の代表者からの情報・ご意見等も参考にして検討しました。</p>

方法書に対する意見と事業者の見解⑦

知事意見およびそれに対する事業者の見解

項目	意見等の内容	事業者の見解
個別的事項	<p>(5) 景観 施設供用後の建物等の存在による予測および評価に当たっては、市道が存在することを前提で行うこと。また、対象事業実施区域の北側に隣接する荒神山神社遥拝殿を予測地点に追加設定することを検討すること。</p> <p>焼却施設の煙突から白煙が発生する場合は、大気質における予測および評価の結果を活用し、白煙による影響についても予測および評価すること。</p>	<p>前述の通り、彦根市が新たに設ける市道は、荒神山を迂回する計画に変更されました。新設される市道の具体的な位置や構造等が決まっていないことから、フォトモンタージュの作成による予測は困難ですが、平地の水田地帯に整備される平面道路であることから、景観に対する影響は小さいものと想定されます。</p> <p>荒神山神社遥拝殿については、既存資料等で眺望地点として紹介されたものがなく、また、周囲を植栽で囲まれ見通しが効かないなど、主要な眺望点とは言いにくいことから、文化財・伝承文化の項目での調査・予測評価を行いました。</p> <p>本事業で整備する焼却施設においては、「第2章 対象事業の目的および内容」に示したとおり、白煙防止装置を設ける予定としています。このため、煙突からの白煙による景観面の影響は小さいと考えられることから、当該影響に係る予測および評価は行いませんでした。</p>
	<p>(6) 伝承文化・人と自然とのふれあいの活動 (4)と同様に、本事業と市道の整備とを切り離して予測および評価することができないものと考えられることから、彦根市と連携・協力し、市道の整備の影響を含めて予測および評価することを検討すること。その際、市道の整備ルートが、荒神山神社と荒神山神社遥拝殿をつなぐ本坂（参道）上にあることに留意すること。</p> <p>また、調査に当たっては、周辺住民へのヒアリング等を積極的に行い、地元で語り継がれている伝承文化や信仰に関する情報の把握に努めること。</p>	<p>前述の通り、彦根市が新たに設ける市道は、荒神山を迂回する計画に変更されました。そのため、方法書時点で想定していた荒神山神社と荒神山神社遥拝殿をつなぐ本坂（参道）上への影響はなくなる見通しです。ただし、本事業の対象事業実施区域も本坂に近接することから、人と自然とのふれあいの活動の場の調査として、本坂を含む荒神山の登山ルートの利用状況について、アンケート調査等による把握を行いました。</p> <p>また、新たな市道整備区域については、人と自然とのふれあいの活動の場の調査対象範囲のサイクリング道に抵触する可能性があることから、当該サイクリング道における調査および影響の予測を行いました。</p> <p>なお、伝承文化の調査に当たっては、住民説明会における意見聴取や、周辺住民へのヒアリングを行い情報の把握を行いました。</p>
その他	<p>本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行います。</p>

方法書に対する意見と事業者の見解⑧

彦根市長の意見およびそれに対する事業者の見解

項目	意見等の内容	事業者の見解
振動に関する事項	<p>工事用車両走行ルートは、道路の支持力を事前に確認して振動増加等により道路構造に支障がないようにすること。また、沿道の住居を勘案して、工事用車両の荷重に応じた運行に配慮されたい。</p>	<p>工事用車両走行ルートについては、進入車両は県道2号から宇曾川左岸堤防道路に進入・北上し、堤防道路より敷地南東側角に工事用道路を用いて敷地南東側に至る経路、退出車両は工事用道路を用いて宇曾川左岸堤防道路に接続し、堤防道路を北上して宇曾川を渡河した後、県道2号に出る経路および宇曾川右岸側堤防道路を北上する経路に変更することとしました。</p> <p>工事用車両の走行ルートは、道路の支持力を事前に確認し、工事用車両の荷重を考慮し、沿道住居に配慮した使用を行います。また、工事用車両の走行により既存道路を万が一破損した場合には、適切に復旧を行います。</p>
文化財に関する事項	<p>ごみ処理施設本体については、周知の埋蔵文化財包蔵地外であるため、届出の必要はない。ただし、施設配置計画の変更や付帯工事に伴い、対象事業実施区域に変更がある場合には、再協議が必要。</p>	<p>前述の通り、市道の整備計画の変更に伴い対象事業実施区域に変更が生じるため、市文化財課と再協議を行い、文化財保護法に則った適切な対応を実施します。</p>

方法書に対する意見と事業者の見解⑨

一般意見およびそれに対する事業者の見解

番号	項目	意見等の内容	事業者の見解
1	事業の目的および内容に関する事項	これから現地調査がされると思うが、候補地選定までにされるべきではなかったのか。	新ごみ処理施設建設候補地選定にあたっては、各候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会、および管理者会を実施して検討を行いました。これらの検討結果と、候補地選定報告書（平成29年2月）とを総合的に評価しました。候補地選定報告書（平成29年2月）では、①「国定公園・県立自然公園」、「保安林」、「史跡・名勝・天然記念物」、「鳥獣保護区のうち特別保護地区」、「保存樹」に指定されていないことを前提条件に、②応募のあった候補地について「安全・安心の確保の視点」、「環境への配慮の視点」、「計画的な財政運営の視点」、「合意形成」の視点から総合的に評価しました。安全・安心および環境面の視点では、「活断層との関係」、「地盤の軟弱強度」、「災害関連法の指定の有無」、「その他危険地域の設定の有無」、「住宅との位置関係」、「教育・医療福祉施設との位置関係」、「農業振興地域指定状況」、「都市計画区域の指定状況」、「道路混雑度」、「地域性緑地等の指定状況」、「重要な動植物等の生息状況」、「指定文化財」、「埋蔵文化財」の有無について評価を行いました。
2		新しい候補地や現在稼働中の場所を含めて、他の候補地との比較検討が不十分である。	環境影響評価手続きにおける現況調査と同じ内容での調査は、相当の期間や費用も必要になることから、候補地選定段階において同時進行で進めることは困難でしたが、上述のように、新ごみ処理施設建設候補地選定にあたっても既存資料を基にした調査を実施しました。 今後、本環境影響評価の結果および地域の環境保全への配慮に基づいて、新ごみ処理施設の建設地として選定されることとなります。
3		建設候補地をなぜ西清崎としたのか、確固たる理由がなければ市民の理解は得られない。再度、公募内容や決定条件を事前に明示するなどの検討から見直すべきである。	新ごみ処理施設建設候補地選定にあたっては、各候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会、および管理者会を実施して検討を行いました。これらの検討結果と、候補地選定報告書（平成29年2月）とを総合的に評価し、彦根市清崎町地先（西清崎）を最終候補地として選定、当該候補地での施設建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」が令和元年10月21日の組合議会臨時会において承認されました。

方法書に対する意見と事業者の見解⑩

一般意見およびそれに対する事業者の見解

番号	項目	意見等の内容	事業者の見解
4		<p>病気、自然災害また設備倒壊による二次災害、交通事故（工事中の事故）など人命を最優先に考えた上で、本施設の西清崎での建設には断固反対する。</p>	<p>本環境影響評価においては、法規制よりも厳しい公害防止基準、浸水、土砂災害に対応した施設整備計画を踏まえ、大気汚染の生活環境などへの影響について予測評価を行い、必要な環境保全措置の検討を行いました。今後、周辺環境の保全に十分配慮した事業を進めてまいります。</p>
5	事業の目的および内容に関する事項	<p>「マテリアルリサイクルおよびサーマルリサイクルを積極的に行う」とあるが、欧米ではサーマルリサイクル（燃焼による熱利用）はリサイクルとはいわない。</p> <p>「ごみ減量や地球温暖化防止等の啓発拠点として、情報提供や環境教育に関する設備を導入する」とあるが、世界基準では認められていないサーマルリサイクルをすすめておいて、そこでなされる情報提供や環境教育に意味があるのか。</p>	<p>サーマルリサイクルは日本での呼び名であり、欧米では「サーマルリカバリー」と呼ばれリサイクルには含まれないことは存じていますが、廃棄物焼却時の熱回収が推進されていることは、日本でも欧米でも同様です。3Rの中で最も重要なのはリデュース（ごみの排出抑制）であるという考えのもと、本施設でも、情報提供や環境学習を進め3Rや熱エネルギーの循環利用など循環型社会の構築につなげます。</p>
6		<p>「環境保全に関する計画等」（方法書3-182ページ～）において低炭素社会が強調されているが、サーマルリサイクルはこの「低炭素社会の実現」とは相反する。広域での処理より、自分たちで出したごみは自分たちで処理するという原則に立って、ごみの減量に努め、本当の意味での「低炭素社会」＝「循環型社会」をつくっていくべきである。</p>	<p>ごみを減量することと、焼却時の熱回収を行うことは、どちらも低炭素社会の実現に向けて進めるべきことであり、相反するものではありません。また、ごみ処理の広域化も、国において低炭素社会の実現の観点も含めて推進されているものです。</p> <p>住民一人ひとりが、ごみに対する意識を高め、ごみを減らす工夫を心がけ、もの大切さや自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐために、本施設では環境啓発施設としてのごみ処理施設が担う役割を意識して事業を進めてまいります。</p>

方法書に対する意見と事業者の見解⑪

一般意見およびそれに対する事業者の見解

番号	項目	意見等の内容	事業者の見解
7	事業の目的および内容に関する事項	<p>ゴミの減量に向けた戦略を立て、プラスチックごみなどの分別や業者による回収責任の仕組みづくり、住民に向けた「ゴミ半量作戦」の呼びかけなどを具体的に進めるべき。</p>	<p>ごみの減量については令和4年3月に策定された圏域および各市町の一般廃棄物処理基本計画において意欲的な目標を定められ、プラスチックの分別をはじめ今後一層の減量に取り組まれる予定です。新ごみ処理施設の規模は、今後のごみ減量努力も一層見込んだものとなっています。</p> <p>本施設でも、住民一人ひとりが、ごみに対する意識を高め、ごみを減らす工夫を心がけ、ものの大切さや自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐために、環境啓発施設としてのごみ処理施設が担う役割を意識して事業を進めてまいります。</p>
8		<p>荒神山の麓に広大な人工構造物をつくり、これに接続する道路が荒神山の山肌を削りながら荒神山に登る林道日夏線を直角に横断することにより、荒神山が荒神山でなくなる事態は、これまで彦根市が主張してきた荒神山の位置付けを放棄し、自然破壊を行うものである。</p>	<p>新ごみ処理施設整備事業については、地域の環境に係る現況調査、本事業の実施による環境影響の予測評価を行い、荒神山を含む自然環境、生活環境に十分配慮した環境保全措置の検討を行いました。</p> <p>なお、本施設に接続する道路は彦根市が整備する市道であり、新ごみ処理施設整備事業とは別事業です。方法書からの市道ルート整備計画の変更により、荒神山の自然環境への影響を回避した道路計画となっています。</p>
9		<p>彦根市は「彦根市総合計画基本構想」、「第三次彦根市国土利用計画」や過去の市議会答弁等において、森林の保全整備やレクリエーション、環境学習の場等としての森林の活用等について述べている。市民の意見に耳を傾け、彦根市の荒神山に対する位置付けは明確であり、荒神山の麓に広大な人工構造物を建設し、山を分断する形で道路建設を行うことに対して反対と主張すべき。</p>	<p>新ごみ処理施設整備事業については、皆様からのご意見を踏まえ、彦根市における荒神山の歴史的価値、環境、防災、観光、レクリエーション、環境学習の場等としての位置づけと保全整備の方針を踏まえ、荒神山を含む周辺地域における自然環境、生活環境等に十分配慮した環境保全措置の検討を行いました。</p> <p>なお、彦根市が実施する市道整備ルートは荒神山山麓を回避する計画となっており、道路建設に伴う荒神山の分断は生じないと考えています。</p>

方法書に対する意見と事業者の見解⑫

一般意見およびそれに対する事業者の見解

番号	項目	意見等の内容	事業者の見解
10	事業の目的および内容に関する事項	建設計画の内容を知った多くの人が反対や疑問の声を上げており、荒神山をウォーキングする人たちや住民の間での日常会話の中にも出るようになってきている。	本事業の実施にあたっては、滋賀県環境影響評価条例に基づき、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査・予測を行うとともに、必要な環境保全措置の検討を行いました。今後、周辺地域の環境の保全に配慮した事業を進めてまいります。
11		彦根市ハザードマップの「浸水」「がけ崩れ」「土石流危険渓流」全てに該当する場所に建設するのはおかしい。このあたりは地盤が弱く、水はけも悪いため、大型の建造物には向かない土地である。	対象事業実施区域の敷地から宇曾川への既存排水路は、相当量の雨が降り宇曾川の水位が上がった際には、フラップゲートが閉まることで、宇曾川から敷地の方には流入しない構造となっています。しかしながら反面、敷地から宇曾川への排水を行えなくもなるため、相当量の雨が降る際には敷地周辺で内水氾濫が起きている現状があります。本事業ではこのことを踏まえ、敷地内に流入する降雨等は、敷地内の調整池に集水し、敷地から宇曾川に設置する専用の排水管により適切に排水する計画です。施設稼働後の洪水浸水については、滋賀県による浸水想定に基づき、計画施設が浸水しないよう検討しています。
12		建設候補地は浸水、崖崩れ、土石流危険渓流の全てに当てはまる。異常気象による災害が多い中、施設も被害を受けたらどうするのか。	なお、彦根市水害ハザードマップ（統合版）における「土石流危険渓流」の指定箇所は対象事業実施区域のうち北西の一部分であり、また、「がけ崩れ」の指定箇所は対象事業実施区域の北東側に隣接します。これらの土砂災害警戒区域の位置を踏まえ、周辺地域や本施設に影響が及ばない配置や対策を検討してまいります。
13		彦根市の水害ハザードマップ（統合版）で、今回のゴミ処理建設計画予定の隣接地が「土石流危険渓流」と「がけ崩れ」の箇所に指定されている。	彦根市水害ハザードマップ（統合版）における「土石流危険渓流」の指定箇所は対象事業実施区域のうち北西の一部分であり、また、「がけ崩れ」の指定箇所は対象事業実施区域の北東側に隣接します。これらの土砂災害警戒区域の位置を踏まえ、周辺地域や本施設に影響が及ばない配置や対策を検討してまいります。

一般意見およびそれに対する事業者の見解

番号	項目	意見等の内容	事業者の見解
14	事業の目的および内容に関する事項	<p>相当の盛り土を行うとのことだが、施設稼働後に洪水浸水発生した場合、対象事業実施区域の近隣区域の被害が当該盛り土の結果、甚大になることが容易に推測される。</p>	<p>対象事業実施区域の敷地から宇曾川への既存排水路は、相当量の雨が降り宇曾川の水位が上がった際には、フラップゲートが閉まることで、宇曾川から敷地の方には流入しない構造となっています。しかしながら反面、敷地から宇曾川への排水を行えなくなるため、相当量の雨が降る際には敷地周辺で内水氾濫が起きている現状があります。本事業ではこのことを踏まえ、敷地内に流入する降雨等は、敷地内の調整池に集水し、敷地から宇曾川に設置する専用の排水管により適切に排水する計画です。</p> <p>洪水については、県の浸水想定では、敷地は約2.8mの浸水（現地盤標高＝約86.7mに対し、想定最大浸水時の水面標高＝約89.5m）となっています。敷地の盛土高さは、さらに余裕高をみて、標高＝約90mで計画しています。敷地を盛土することにより、その容量分の水が周辺に流れるという可能性も否定はできませんが、上記のとおり現状では相当量の降雨時には宇曾川への排水ができない状況であるのに対し、本事業では宇曾川に強制的に排水する専用管を設置することから、周辺への浸水被害低減にも寄与すると考えています。</p>
15		<p>荒神山神社遙拝殿に隣接して災害廃棄物ヤードが配置されているが、災害が起こった時、その場所に廃棄物が山積みされるような状態になれば、不敬で有り許容出来ない。個人宅の前でもある。災害時においても支障の無いよう配慮し配置の検討をお願いしたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、平常時、災害時において周辺の生活環境に支障が生じないよう、災害廃棄物の仮置場の場所について検討してまいります。</p>
16		<p>一般廃棄物の彦根市のリサイクル率が4町に比べてかなり低い（方法書3-107ページ）。新ごみ処理施設の建設後は、ごみ収集方法や分別方法等において、1市4町のうち、1番厳しい基準での収集方法を取られる処置を選択してほしい。</p>	<p>彦根市の一般廃棄物のリサイクル率が4町に比べて低い理由は、4町の廃棄物搬入先のリバースセンターがRDF化施設（固形燃料化施設）であり、可燃ごみを全て「資源化（リサイクル）」としてカウントしているためです。</p> <p>新施設においては、収集、分別において資源化の取り組みを進めるとともに、RDF化と同様に低炭素社会の推進に寄与するべく、焼却施設で回収した熱を発電に利用するサーマルリサイクルを効率的に進めていきます。</p>

一般意見およびそれに対する事業者の見解

番号	項目	意見等の内容	事業者の見解
17	事業の目的および内容に関する事項	市道整備が荒神山神社参道或いは日夏林道を破壊するものであれば、絶対に反対である。荒神山の文化的、歴史的な価値を損ない、荒神山一帯の自然環境の保全と観光という位置づけにも反する。	彦根市が実施する市道整備事業は、本ごみ処理施設整備事業とは異なる事業となります。準備書に示したとおり、市道整備ルートは荒神山山麓を回避する計画となっており、荒神山神社参道や林道日夏山線の改変は行われたいものと考えています。
18		建設予定地の最終候補地として西清崎町地先が選定された際、県道2号線からの導入路を整備する形で選定された。しかし、現在は新たな市道建設によるアクセスに計画が変更され、予定価格も大幅に増額されており、候補地の選定条件が変わっている。候補地選定の確固たる理由をまとめなければ、市民の理解は得られない。公募内容や決定条件の検討から見直し、誰が見ても公平な選定となるようにすべきである。	<p>新ごみ処理施設建設候補地選定にあたっては、各候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会、および管理者会を実施して検討を行いました。これらの検討結果と、候補地選定報告書（平成29年2月）とを総合的に評価し、彦根市清崎町地先（西清崎）を最終候補地として選定、当該候補地での施設建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」が令和元年10月21日の組合議会臨時会において承認されました。</p> <p>なお、アクセス道路の整備については、組合が当初提示した県道2号線からのルートを含めて彦根市で検討が行われましたが、県道2号の渋滞緩和を考慮し、最終的に準備書に示したルートで新たに市道を整備する計画となっています。</p>
19		道路整備について、現状の道で対応できないことは明らかであり、大きな工事が必要となり、問題が多い。	本施設への往来に用いる道路は、彦根市が実施する市道整備事業により整備される計画です。本事業の環境影響評価においては、市道整備後に想定される交通量を踏まえ、本事業の施設関連車両の走行による大気質、騒音、振動の沿道集落への影響について適切に予測・評価を行いました。

方法書に対する意見と事業者の見解⑮

一般意見およびそれに対する事業者の見解

番号	項目	意見等の内容	事業者の見解
20	事業の目的および内容に関する事項	「彦根市緑の基本計画の概要」（方法書3-187ページ）に「つなぐ緑」「『緑の回廊』づくり」と書かれている。自然破壊、緑の破壊が進んでいるいま、「緑の回廊」の持つ意味は大きい。荒神山を貫く市道の計画があるが、壊してはいけないものがある。	本事業においては、「彦根市緑の基本計画」等の環境保全に関する計画の基本理念、基本方針も考慮しながら現況調査、予測評価を行い、地域の環境保全に努めてまいります。なお、市道整備は彦根市が実施する事業であり、本事業とは別事業です。準備書に示したとおり、市道整備ルートは荒神山山麓を回避する計画となっています。本事業の環境影響評価においては、市道整備後に想定される交通量を踏まえ、市道が接続する既存道路において、施設関連車両の走行による大気質、騒音、振動の影響について予測・評価を行いました。
21		荒神山の中腹を横切る道路建設は、自然や景観や文化財に重大な影響を与えるほか、樹木の伐採は政府のカーボンフリーの政策にも逆行する。林道日夏線周辺の樹木伐採に関わる訴訟の和解調書に示された、彦根市の基本姿勢にも反する。	準備書に示したとおり、市道整備ルートは荒神山山麓を回避する計画となっており、樹林伐採を伴うような荒神山の自然環境の著しい改変はなく、周辺からの眺望景観および文化財に重大な影響を与えるおそれも小さいと考えています。
22		道路建設を含めてどれだけの費用がかかるのか不明である。相当多額だと想定される費用が不明なまま、建設を前提とした計画をそのまま進めるのは間違い。	彦根市が実施する市道整備事業は、本ごみ処理施設整備事業とは異なる事業となります。
23		荒神山神社、特に遥拝殿と頂上部の本殿を繋ぐ本坂（参拝道）が市道により分断され、貴重な文化遺産と自然を文字通り壊すことになる。	彦根市が実施する市道整備事業は、本ごみ処理施設整備事業とは異なる事業となります。準備書に示したとおり、市道整備ルートは荒神山山麓を回避する計画となっており、荒神山神社参道の改変は行われたいものと考えています。新ごみ処理施設整備事業については、皆様からのご意見も参考に、地域の環境に係る現況調査、本事業の実施による環境影響の予測評価を行い、荒神山の歴史と文化、自然環境、生活環境に配慮した環境保全措置の検討を行いました。

方法書に対する意見と事業者の見解①⑥

番号	項目	意見等の内容	事業者の見解
24	事業の目的および内容に関する事項	<p>荒神山では様々なコースから山頂を歩いて目指す市民が増加しており、林道日夏山線は早朝から多くの市民の散策コースとなっている。ごみ焼却施設の導入路が計画通り建設されるなら、このコースを分断することとなり、市民が毎日憩いの場として散策している場所は奪われてしまう。</p>	<p>荒神山の市民の散策コースについては、本事業による影響がおよばないように計画しています。また、本環境影響評価においては、本事業の影響範囲内の現状を把握するとともに、事業の実施に伴う環境影響の有無または程度を予測し、荒神山のウォーキングコースに影響をおよぼすことのないよう、必要な環境保全措置を踏まえた評価を行いました。</p>
25		<p>三津屋野口線には学校、商業施設等があり通行車両が多く、河瀬駅近くの踏切は開かずの踏切になり渋滞する。道も狭く、普通車のすれ違いでも徐行しなければならない。ごみ処理場建設に伴い搬入車が増えることにより、生活環境に影響を及ぼす。</p>	<p>施設供用後の施設関連車両の走行については、現状の交通状況を踏まえながら、渋滞状況が悪化しないようルート、台数を検討していきます。</p>
26	環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価に関する事項	<p>高温でプラスチックを処理することで「杉並病」が発生することはないか。小・中・高校が複数あり、子供センターのような県内・外の人が集まる施設の近くに建設すべきではない。</p>	<p>ご心配の「杉並病」の原因については現在も解明されていませんが、少なくとも焼却施設周辺で発生したのではなく、滋賀県内の現行施設においても同様の事例は発生していません。なお、新ごみ焼却施設では、高効率の排出ガス処理設備を導入するとともに、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことで、計画施設周辺の大気環境に及ぼす影響はほとんどないと考えており、準備書においても環境基準等を十分に満足することを確認しています。</p>
27		<p>環境影響測定の際の諸地点から亀山小学校の通学路が漏れていることが納得できない。工事期間中の影響ではなく施設稼働後の影響に不安がある。</p>	<p>亀山小学校周辺における施設関係車両の走行に係る影響の評価について、南側に隣接する県道賀田山安食西線、西側に位置する市道芹橋彦富線が本事業に関係する廃棄物運搬車両の主要な走行ルートになります。これらの道路上の代表地点において大気質・騒音・振動の現況調査および環境影響の予測・評価を行いました。また、主要走行ルート以外の通学路の走行においても、歩行者の安全確保を最優先に考えるとともに、環境の保全に十分配慮してまいります。</p> <p>また、施設稼働後の煙突排出ガスの影響については、亀山小学校付近を含む計画地周辺における寄与濃度の予測を行い、影響の評価を行いました。</p>

一般意見およびそれに対する事業者の見解

番号	項目	意見等の内容	事業者の見解
28	環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価に関する事項	<p>ごみ施設の建設や稼働による環境被害の状況が不明である。方法書では今回の建設による被害の想定がされておらず、どの物質がどこに降り注ぐか根拠のある説明をすべき。建設を前提で進めるのではなく、環境への影響を調査し開示してから建設予定地を決めるべきである。</p>	<p>環境影響評価方法書においては、過去の環境に関する調査結果を整理しており、これらの地域の環境の状況を踏まえて、環境影響評価の調査、予測および評価の計画を立案しました。環境影響評価方法書に従い、対象事業実施区域周辺における大気質などの現在の環境の状況を調査し、本事業の実施に伴う環境影響の予測評価を行い、環境影響評価準備書にとりまとめ、縦覧に供しました。また、環境影響評価準備書の内容に関する住民説明会を開催します。これらの環境影響評価の結果、地域の環境保全への配慮に基づいて、建設候補地は新ごみ処理施設の建設地として都市計画決定されることとなります。</p>
29		<p>焼却時に排出される大気汚染物質の影響の可能性を明記すべき。</p>	<p>新ごみ焼却施設では、高効率の排出ガス処理設備を導入するとともに、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことで、施設周辺の大気環境に及ぼす影響はほとんどないと考えており、準備書においても環境基準等を十分に満足することを確認しています。現況調査および予測結果を元に検討した環境保全措置を実行することにより、地域の環境保全に努めてまいります。</p>
30		<p>現在の候補地だと煙突が荒神山より低い位置にあり、煙が分散されず濃度の高い煙が山の南東側にくる。そこには保育園、小学校があり、体の発達途中である子供たちの成長を害するのではないかと心配している。</p>	

方法書に対する意見と事業者の見解⑱

一般意見およびそれに対する事業者の見解

番号	項目	意見等の内容	事業者の見解
31	環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価に関する事項	<p>彦根市内を走行するパッカー車の後部の蓋が閉じられていないのを散見する。ドライバーに蓋を閉めることを徹底させること、パッカー車の掃除を徹底させイメージアップを浸透させるなど、市民目線に立った環境保全に十二分に配慮した対応を強く望む。</p> <p>パッカー車からの臭いの有無と分析、ごみから生じる汚水漏れの有無なども評価するほか、搬入道路の周辺や施設立地周辺の住民に対する臭気、振動、パッカー車の台数の把握も含めて、様々な嫌悪感解消のための方策検討を示されたい。</p>	<p>計画施設への主な走行ルート沿道への影響については、住居や学校などの環境の保全についての配慮が必要な施設の位置を考慮して、主要地方道大津能登川長浜線(県道2号)等の道路沿道において大気質、騒音、振動の現況を把握するとともに、パッカー車等の施設関連車両の走行に伴う環境影響の予測評価を行い、必要な環境保全措置の検討を行いました。</p> <p>なお、パッカー車の走行時には車両から漏洩する悪臭による影響が想定されますが、参考として現況のパッカー車走行時における沿道臭気指数の影響把握を行い、悪臭に係る影響の程度について評価を行いました。また、パッカー車の走行時には蓋閉め、清掃、車両点検の徹底などの悪臭漏洩対策を講じ、走行ルート沿道への悪臭の影響の低減に努めてまいります。</p>
32		<p>鳥類(猛禽類)の調査について、調査期間が2月から8月までとなっており秋季から冬季に調査が実施されない計画となっている。営巣や繁殖に関しては十分な調査計画ではあるが、冬季にやってくる猛禽類や一年中生息する留鳥の冬季の生態を把握するためには十分とは言えない。</p> <p>また、荒神山はタカの渡りの一つのルート上に位置し、9月初旬から10月初旬にかけて南下するサシバやハチクマが多数通過する。一部は中継地としても利用している可能性もあるため、タカの渡りへの工事の影響を把握のため、9月と10月初旬の猛禽類の調査は必要である。</p> <p>なお、冬季の猛禽類調査について、できない場合は、一般の鳥類調査の重点項目として工夫して取り組むなど、猛禽類の生態が把握できるように配慮を願いたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、秋季の9月下旬と10月上旬に猛禽類の渡り状況の調査を実施しました。なお、猛禽類調査は2月から実施し、冬季の猛禽類の生息状況の把握を行いました。また、合わせて一般鳥類相の調査時にも猛禽類の生息状況の把握に努めました。</p> <p>本事業における鳥類(猛禽類)調査の方法、結果については、地元の自然環境関係の市民団体とも状況共有し、環境影響評価の精度の確保に努めました。</p>

方法書に対する意見と事業者の見解①9

一般意見およびそれに対する事業者の見解

番号	項目	意見等の内容	事業者の見解
33	環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価に関する事項	<p>亀山小学校の校舎内から荒神山が見渡せる場所や通学路から荒神山を見た時に、ごみ処理施設がどのように見えるか影響調査と検討をお願いしたい。亀山小学校の校歌の最初に「荒神の峰をば まぢか」とあるように郷土の山として親しみを持ち、誇りに思う存在の山である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、亀山小学校の周辺（昭和電工前）から荒神山を見た眺望景観への影響について検討を行いました。</p> <p>亀山小学校の校歌にうたわれる荒神山の眺望景観への影響に十分配慮して事業を進めてまいります。</p>
34		<p>健康のためにウォーキングをする人が増えている。人と自然との触れ合いの活動の場をあげるだけでなく、利用されている方の声を聞くべき。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場の状況については、利用者へのヒアリングにより利用状況を把握しました。</p>
35		<p>健康管理のために荒神山ウォーキングをしているが、このコースを壊さないでほしい。</p>	<p>荒神山のウォーキングコースや自然、歴史的遺産については、本事業による影響がおよばないように計画しています。また、本環境影響評価においては、本事業の影響範囲内の現状を把握するとともに、事業の実施に伴う環境影響の有無または程度を予測し、荒神山のウォーキングコースに影響をおよぼすことのないよう、必要な環境保全措置を踏まえた評価を行いました。</p>
36		<p>施設建設はささやかな庶民の楽しみを奪ってしまう。ここ数年荒神山ウォーキングをする人の姿が急増している。彦根市は荒神山ウォーキングマップのパンフレットも発行しているが、この行政姿勢と矛盾する。</p>	

一般意見およびそれに対する事業者の見解

番号	項目	意見等の内容	事業者の見解
37	その他の事項	「方法書」がどんな方法で調査・予測・評価するのかという計画を示したものであるとするなら、もっと簡潔にしたほうがよい。	方法書における調査・予測・評価の計画については極力簡潔に整理しました。ご意見を踏まえ、準備書についても、より分かりやすく、より簡潔なとりまとめに留意しました。
38		令和3年1月20日の滋賀県環境影響評価審査会では、審査会の委員は12人（他に専門委員が2人）いるにもかかわらず、6人の参加しかなく、「伝承文化」「文化財」の専門分野の委員は欠席だった。このような不十分な形で進められている審査会が本当に有効なのか疑問を持たざるを得ない。	令和3年1月20日に開催された「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」の審査会には「伝承文化」、「文化財」の専門委員は欠席されていましたが、別途、滋賀県琵琶湖環境部環境政策課において各委員に意見照会が行われています。このため、「伝承文化」、「文化財」については適切に審査されているものと考えています。
39		今回の建設計画の詳しい内容を、多くの地域住民が知らないまま建設が進められようとしている。短期間の住民説明会では極めて不十分であり、疑問や意見を率直に出し合い答える場を、十分な時間と回数をとって設定すべき。	環境影響評価準備書の作成段階において、周辺の地域住民に対して事前に情報提供や説明を行い、本事業における環境影響および環境保全について、丁寧に周知・説明し、理解を得るよう努めました。今後、環境影響評価手続きに定められた、環境影響評価準備書に関する住民説明会を開催します。
40		住民から出ている意見について開かれた討論会を開くことを強く要望する。	本事業について継続して環境面、防災面からの検討を進め、施設計画や環境影響評価の進捗について随時説明会等で住民の皆様方にご説明をさせていただき、皆様方のご意見を本事業に反映していきたいと考えております。

ご清聴ありがとうございました
